

年 報



令和 7 年度

佐賀
県立 名護屋城博物館
Saga Prefectural Nagoya Castle Museum

はじめに

佐賀県立名護屋城博物館は、特別史跡「名護屋城跡 並 陣跡」^{なごやじょうあとならびにじんあと}の保存整備事業の推進と文禄・慶長の役（壬辰・丁酉倭乱）及び日本列島と朝鮮半島との長い交流の歴史を調査研究・展示紹介し、日韓の学術・文化の交流拠点となることを目的として、平成5年10月に開館して以来、この設立目的に沿って様々な活動を行ってきました。

令和7年度の展覧会関係では、常設展「日本列島と朝鮮半島の交流史」の他に、テーマ展を5回開催しました。春季には「私たちが見つけた名護屋城」として唐津地区の高校生が撮影した写真展示を行い、夏季は「サムライたちの手紙」として館蔵資料を中心に、手紙の内容やその継承を紹介しました。秋季には、特別史跡指定70周年と日本最大級のお城の祭典「お城EXPO」の肥前名護屋城跡などでの出張版の開催を記念した「出張！お城 EXPO 開催記念/特別史跡指定70周年記念 名護屋城をひもとく」展を開催しましたが、会期最終日の11月23、24日にはこの「出張！お城 EXPO in 肥前名護屋城」と令和2年から県で取り組んでいる「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの一環の「第5回名護屋城大茶会」がコラボ開催され、大盛況のうちに閉幕いたしました。年末には「歓迎！朝鮮通信使」と題して、江戸時代に来日した朝鮮通信使の滞在中の想いを館蔵資料からたどりました。3月から5月中旬には「名護屋城博物館コレクション展 2026」として、名護屋城に関する寄贈品などの新収蔵資料を含む館蔵資料を「暮らし」と「祈り」という視点でご紹介しています。

さらに、なごや歴史講座や韓国語講座・スピーチコンテスト等の各種イベントも年間を通じて開催し、学芸員の解説を交えた「黄金の茶室」や「草庵茶室」での呈茶体験プログラムにおいては、当館独自の貴重な体験イベントとして大変満足いただきました。

また、秀吉の草庵茶室に縁の「胡銅長曾呂利花入」の調査・研究と復元制作にちなんで、錫古印づくりのワークショップも令和8年2月に実施し、大変好評でした。

また、往時の仮想空間をタブレット端末で楽しんでもいただく「バーチャル名護屋城」は、供用開始から引き続き人気があり、好評を得ています。

一方、調査整備事業においては、「名護屋城跡並陣跡第5期保存整備計画」の3年目として、前田利家陣跡陣跡において令和6年度に新たに発見された枳形土橋周辺を対象とした発掘調査を行い、土塁や石垣、堀の状況について確認を行いました。

また当陣においては、今年度より原子力発電施設立地地域共生交付金を活用した保存整備を開始し、それに伴う実施設計を行いました。

こうした調査や整備の成果は史跡探訪会や現地見学会にて公開を行っています。

今後とも館運営につきましては、更なる努力を行い、充実に努めてまいりますので、なお一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。

令和8年4月

佐賀県立名護屋城博物館

館長 家田 淳一

● 目 次 ●

は じ め に

＜名護屋城博物館(写真)＞	2
＜常設展示室＞	3
＜特別史跡「名護屋城跡並陣跡」＞	4

I. 博 物 館 日 誌	5
--------------------	---

II. 佐賀県立名護屋城博物館の沿革	6
1. 博物館設立の目的	6
2. 博物館の沿革	6
3. 「名護屋城跡並陣跡」の調査と保存	9

III. 令和7年度事業概要	12
1. 展覧会事業	12
2. 教育普及事業	17
3. 名護屋城跡並びに陣跡保存整備事業	23
4. 国際学術・文化交流事業	25
5. 「はじまりの名護屋城。」プロジェクト関連事業 ---	27
6. 資料収集・貸出等	31

IV. 館の管理運営	34
1. 館の運営状況	34
2. 入館者の状況	34
3. 施設の概要	36
4. 組織体制	38

＜刊行資料一覧＞	56
----------------	----

名護屋城博物館



名護屋城博物館全景



名護屋城博物館常設展示室



黄金の茶室



草庵茶室

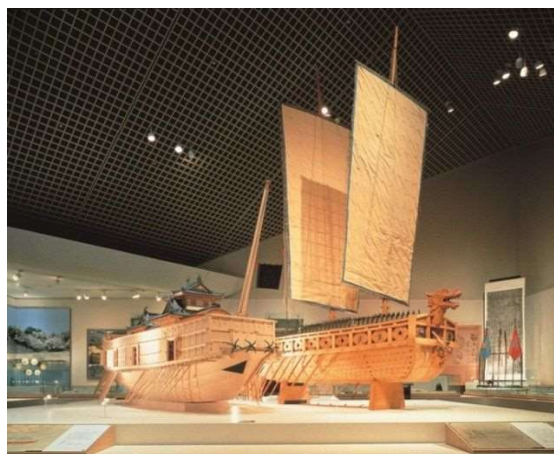
常設展示室

常設展示室は、令和7年3月にリニューアルオープンしました。

『日本列島と朝鮮半島との交流史』をテーマに、

1. 特別史跡名護屋城跡並陣跡
2. 名護屋城以前
3. 歴史の中の名護屋城
4. 名護屋城以後

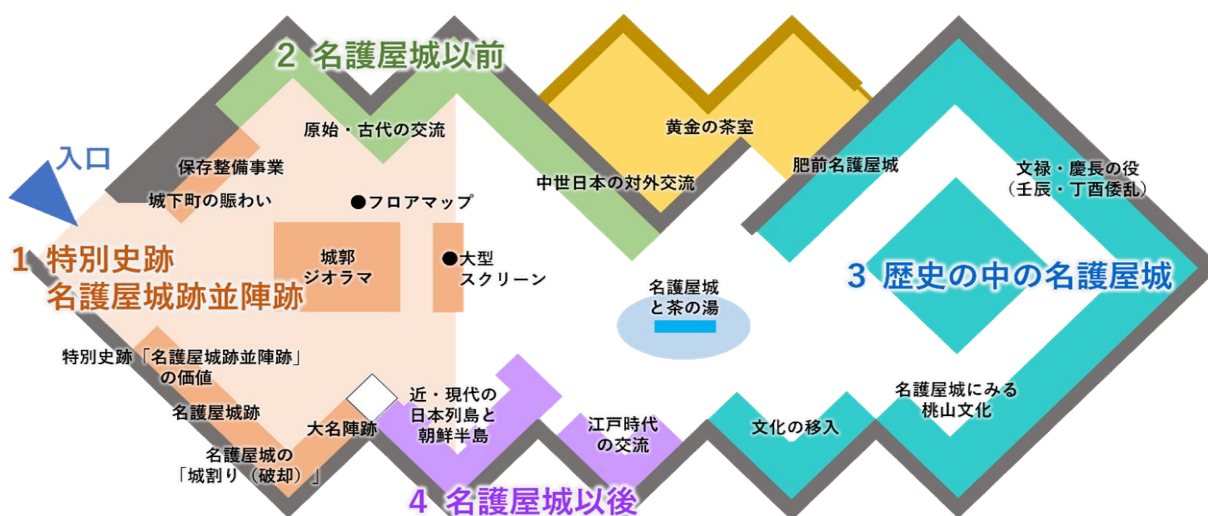
の4コーナーに分けて展示しています。



安宅船(左)及び亀甲船復元模型



肥前名護屋城図屏風(佐賀県重要文化財)



特別史跡「名護屋城跡並陣跡」

名護屋城跡並陣跡は、豊臣秀吉が文禄・慶長の役（1592～1598）に際して築いた名護屋城跡と、これに従った全国諸大名による 150 箇所以上の陣跡からなる広大な遺跡群です。大正 15 年（1926）11 月 4 日に名護屋城跡及び 10 の陣跡が史跡に指定され、昭和 30 年（1955）8 月 22 日に名護屋城跡及び 23 の陣跡が特別史跡に指定されました。

佐賀県並びに唐津市及び玄海町では、10 カ年を 1 期とする「名護屋城跡並陣跡」保存整備事業計画を策定し、適正な維持管理に努めるとともに、追加指定、公有化、発掘調査及び整備事業を実施してきました。令和 4 年度には「第 5 期名護屋城跡並陣跡保存整備計画」を策定し、令和 5 年度から当該計画に基づき、城内の主要遺構の整備と主要陣跡の発掘調査を進めています。

【特別史跡】	指定年月日	昭和 30 年 8 月 22 日	
	指定面積	名護屋城跡	17.2ha
		陣跡(23 陣跡)	55.9ha
		計	73.1ha



■名護屋城跡全景



■名護屋城跡石垣



■本丸天守台保存整備状況

I 博物館日誌

○令和7年 (2025)

- 4.17 唐津青翔高校との博学連携による『日韓交流史』授業開講(～3月19日)
- 5.27 テーマ展1「私たちが見つけた名護屋城」開会(～6月29日)
- 5.25 第62回特別史跡「名護屋城跡並陣跡」史跡探訪会開催
- 5.31 韓国語講座(前期)開講(～8月9日)
- 6.7 武寧王生誕祭出席・公州市訪問団来館
- 6.15 第245回なごや歴史講座「文禄・慶長の役あの日あのかた(6月編)」
- 7.18 テーマ展2「サムライたちの手紙」開会(～8月31日)
- 7.20 第246回なごや歴史講座
「肥前名護屋城の記憶と歴史ー近世・近代の地誌・紀行文にみる名護屋ー」
- 8.6 名護屋城博物館協議会
- 8.9 朱豪英韓国国会副議長夫妻来館
- 8.11 落雷による停電のため、臨時休館(終日休館)(～8月13日)
- 8.17 第247回なごや歴史講座
「近代、有田周辺地域のやきもの海外輸出ー中国から朝鮮へー」
- 9.11 名護屋城跡並びに陣跡保存整備委員会環境整備専門部会
- 9.21 第248回なごや歴史講座「お殿様の遺体を運ぶー鍋島齊直の「尊骸御下国」ー」
- 10.3 テーマ展3「出張！お城 EXPO 開催記念/特別史跡指定70周年記念名護屋城をひもとく」開会(～11月24日)
- 10.9 消防訓練(第1回)
- 10.19 第249回なごや歴史講座「名護屋城跡弾正丸の発掘調査について」
- 10.26 第20回韓国語スピーチコンテストinなごや
- 11.13 神奈川大学佐藤孝治名誉教授等名護屋城跡・陣跡ドローン撮影(～11月14日)
- 11.23 第5回名護屋城大茶会 出張！お城 EXPO in 肥前名護屋城(～11月24日)
- 12.2 テーマ展4「歓迎！朝鮮通信使」開会(～2月8日)
- 12.3 定期監査(事務監査)
- 12.6 韓国語講座(後期)開講(～2月28日)
- 12.21 第250回なごや歴史講座「名護屋の近代」

○令和8年 (2026)

- 1.18 第251回なごや歴史講座「名護屋城と土師器」
- 1.26 消防訓練(第2回)、文化財防火デー消防訓練
- 2.8 第252回なごや歴史講座「佐賀県の伝統的町並みについて」
- 2.12 館蔵資料等の燻蒸(～2月14日)
- 2.13 第52回名護屋城跡並陣跡保存整備委員会
- 2.24 名護屋城博物館監視カメラ更新工事
- 3.11 神奈川大学佐藤孝治名誉教授等名護屋城跡・陣跡ドローン撮影
- 3.16 黄金の茶室メンテナンス
- 3.20 テーマ展5「名護屋城博物館コレクション展2026」開会(～5月10日)
- 3.22 第253回なごや歴史講座「肥前名護屋の前田利家陣跡を探る」
- 3.23 国立晋州博物館との学術交流協定に伴う訪韓調査(～3月26日)

Ⅱ．佐賀県立名護屋城博物館の沿革

1. 博物館設立の目的

日本列島と朝鮮半島との間には長い交流の歴史がある。豊臣秀吉が朝鮮半島を侵略した文禄・慶長の役(壬辰・丁酉倭乱/1592～98年)は、その関係を一時断絶させた不幸な出来事であった。平成5年10月に開館した佐賀県立名護屋城博物館は、この戦争の反省の上に立って、「日本列島と朝鮮半島との交流史」を調査・研究・展示紹介し、今後の友好・交流の推進拠点となることを目指して活動している。

また、特別史跡「名護屋城跡並陣跡」は、文禄・慶長の役の出兵基地であり、不幸な歴史の証人であるが、日本の歴史上、最大規模の城郭関係遺跡群でもある。名護屋城博物館は、その保存整備事業の中核施設としての役割も果たしている。

■活動の三本柱

- (1) 特別史跡「名護屋城跡並陣跡」の調査・保存・活用
- (2) 城郭と「日本列島と朝鮮半島との交流史」に関する資料の収集・保管、調査・研究、展示・普及
- (3) 交流史研究を主体とする日韓の学術・文化交流事業

2. 博物館の沿革

昭和 53 (1978)	1 月	第 1 回名護屋城跡並びに陣跡保存整備委員会開催
昭和 60 (1985)	11 月	「名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画」で「名護屋城跡調査研究所」の設立を審議
昭和 62 (1987)	2 月	鎮西町長ほか「名護屋城跡センター」(仮称)建設を陳情
	6 月	「名護屋城跡センター」(仮称)建設検討委員会を開催
昭和 63 (1988)	5 月	第 1 回「名護屋城跡センター」(仮称)建設構想調査委員会を開催
	9 月	佐賀県立名護屋城跡資料館(仮称)建設を県議会に説明
	10 月	展示基本計画指名設計発注
	11 月	資料館建設の理解と協力要請のため教育長訪韓
平成元 (1989)	3 月	建設基本計画発注
	6 月	資料館建設の理解と協力要請のため知事訪韓 展示基本設計発注
平成 2 (1990)	1 月	建設基本設計発注
	9 月	展示実施設計発注・建設実施設計発注
平成 3 (1991)	11 月	建設工事着工
平成 4 (1992)	7 月	展示室工事発注
	12 月	外構工事発注
平成 5 (1993)	3 月	建設本体工事竣工 「佐賀県立名護屋城博物館条例」公布
	9 月	展示工事竣工・外構工事竣工
	10 月	佐賀県立名護屋城博物館開館(10月30日) 開館記念特別展「李朝の美ー生活空間の美と心ー」開催
平成 6 (1994)	4 月	来館者 10 万人達成
	10 月	特別企画展「縄文のシンフォニー」開催 開館一周年記念公演「韓国古典舞踊と音楽への招待」開催
平成 7 (1995)	8 月	来館者 30 万人達成
	9 月	特別企画展「唐入り」開催
平成 8 (1996)	8 月	「朝鮮伝統舞踊ーアジアの舞姫 白香珠ー」舞踊公演開催
	9 月	世界炎の博開催記念「唐津焼の源流」展開催
平成 9 (1997)	4 月	来館者 50 万人達成
	10 月	特別企画展「誠信の交わりー文化 8 年の朝鮮通信使ー」開催 「日韓ふれあい伝統芸能」舞踊公演開催

平成 9 (1997)	10 月	名護屋城山里丸豊臣秀吉の茶室跡（草庵茶室跡）一般公開
平成 10 (1998)	4 月	入館料の無料化（特別企画展開催中を除く）
	10 月	特別企画展「肥前と高麗－元寇・倭寇と高麗の美－」開催 名護屋城山里丸豊臣秀吉の茶室空間の全容解明
平成 11 (1999)	2 月	来館者 70 万人達成
	4 月	国際交流員配属
	7 月	常陸宮殿下・同妃殿下お成り 「日韓ふれあい伝統芸能」舞踊公演開催
	9 月	特別企画展「倭国と加耶－古代の海を越えて－」開催
	11 月	来館者 80 万人達成
平成 12 (2000)	6 月	韓国からの来館者 1 万人達成
	7 月	来館者 90 万人達成
	10 月	特別企画展「日韓交流の窓－釜山・蔚山・慶尚南道歴史と風土の旅－」開催
平成 13 (2001)	1 月	井本知事が韓国文化観光部長官より「感謝牌」を授与
	5 月	佐賀県日韓交流センター設置 来館者 100 万人達成
	10 月	特別企画展「祭りと食の文化－光州広域市・全羅南道の歴史と風土－」開催
平成 14 (2002)	8 月	井本知事が韓国大統領から「韓国修交勲章崇礼賞」を授賞
	10 月	特別企画展「海洋文化のクロスロード－済州道の歴史と風土－」開催
平成 15 (2003)	2 月	韓国国立晋州博物館と学術交流協定締結
	10 月	開館 10 周年特別企画展「4 つの窓と釜山－東アジアの中の日韓交流－」開催
平成 16 (2004)	9 月	常設特別展「対馬－日韓交流の架け橋－」開催
平成 17 (2005)	9 月	来館者 150 万人達成
	10 月	特別企画展「秀吉と城」開催
	12 月	日韓交流史理解促進事業記念シンポジウム「波濤を越えて－日韓海峡沿岸地における交流の諸相－」開催（九州国立博物館にて）
平成 18 (2006)	4 月	名護屋城が「日本 100 名城」に認定される
	7 月	財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターから感謝状授与
	10 月	常設特別展「くじらといきる－西海捕鯨の歴史と文化－」開催
平成 19 (2007)	10 月	特別企画展「秀吉と文禄・慶長の役」開催
平成 20 (2008)	2 月	韓国国立晋州博物館と学術交流の更新協定を締結
	10 月	常設特別展「寄贈記念『洪浩然 忍ぶ・忘れず』」開催
平成 21 (2009)	7 月	追悼「日本藝術院会員 中里逢庵」展開催
	10 月	特別企画展「肥前名護屋城と『天下人』秀吉の城」開催
平成 22 (2010)	8 月	来館者 200 万人達成
平成 23 (2011)	10 月	企画展「海にいきる－江戸時代の唐津のくらしと玄界灘」開催
平成 24 (2012)	11 月	展示室等天井耐震対策工事のため全館休館（～平成 25 年 3 月）
平成 25 (2013)	2 月	韓国国立晋州博物館と新たな学術交流協定を締結
	9 月	開館 20 周年記念企画展「秀吉の宇宙－黄金、そして茶の湯－」開催
平成 27 (2015)	4 月	名護屋城や大名陣屋等を C G で再現した「バーチャル名護屋城」の運用開始
	9 月	特別企画展「はるかなる海上の道」開催
	3 月	「幻の巨城 肥前名護屋城」の多言語化 （日・英・韓・中（簡・繁）・タイ、聴覚者対応を含む）
平成 28 (2016)	11 月	空調設備改修その他工事のため全館休館（～平成 29 年 3 月）
平成 29 (2017)	8 月	特別収蔵庫等空調設備改修工事（～平成 30 年 3 月）
平成 30 (2018)	7 月	明治維新 150 年記念企画展「高橋是清と辰野金吾」開催
	9 月	開館 25 周年記念特別企画展「肥前名護屋－幻の巨大都市－」開催
令和 2 (2020)	9 月	企画展「鬼島津が遺したもの－島津義弘と文禄・慶長の役－」開催
令和 3 (2021)	9 月	企画展「綺羅、星の如く－戦国の雄、肥前名護屋参陣－」
令和 4 (2022)	3 月	「黄金の茶室」一般公開

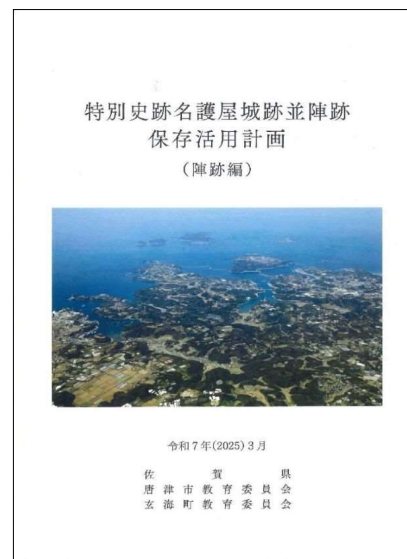
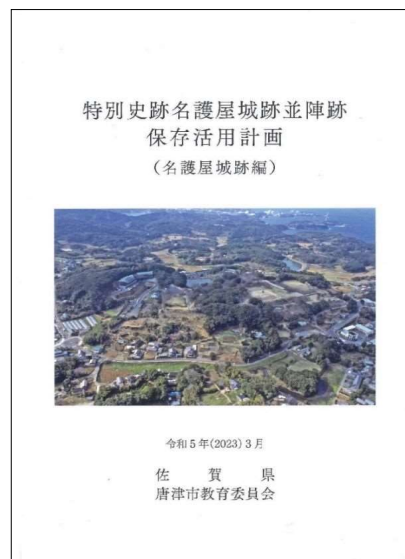
令和 4 (2022)	6 月	エレベーター更新工事（～令和 5 年 3 月）
	9 月	特別企画展「肥前名護屋、煌めく一豊臣秀吉と桃山文化一」開催
	11 月	木下延俊陣跡リニューアルオープン
	12 月	来館者 300 万人達成
令和 5 (2023)	9 月	開館 30 周年記念特別企画展 「新時代へのかけはしー文禄・慶長の役から国交回復へー」開催
令和 6 (2024)	3 月	「草庵茶室」一般公開
	8 月	企画展「黄金と草庵ー秀吉の茶室に挑むー」開催
	12 月	県立美術館「桃山三都展」へ「黄金の茶室」を貸出し（～3 月返却）
令和 7 (2025)	1 月	常設展示室リニューアル工事（～令和 7 年 3 月）
	3 月	常設展示室リニューアルオープン

3. 特別史跡「名護屋城跡並陣跡」の調査と保存

年 度	調 査	指 定	公 有 化	計 画・設 計	整 備
昭和50(1975)	山城遺跡(地形測量)		名護屋城跡		
昭和51(1976)	山城遺跡 陣跡分布調査				
昭和52(1977)				『名護屋城跡並びに陣跡保存整備 計画策定書』の作成	
昭和53(1978)	豊臣秀保陣跡(第1陣) 陣跡分布調査				豊臣秀保陣跡
昭和54(1979)	豊臣秀保陣跡(第1陣)				豊臣秀保陣跡
昭和55(1980)	豊臣秀保陣跡(第1陣)				豊臣秀保陣跡
昭和56(1981)	堀秀治陣跡		名護屋城跡	「名護屋城跡並びに陣跡」保存管 理計画の策定	豊臣秀保陣跡
昭和57(1982)	堀秀治陣跡		名護屋城跡 豊臣秀保陣跡	『「特別史跡名護屋城跡並びに陣 跡(堀秀治陣)」環境整備基本構想 策定業務報告書』作成	豊臣秀保陣跡
昭和58(1983)	堀秀治陣跡		名護屋城跡		豊臣秀保陣跡
昭和59(1984)	堀秀治陣跡		名護屋城跡	「特別史跡名護屋城跡並びに陣跡 (堀秀治陣)」保存修理計画策定	堀秀治陣跡
昭和60(1985)	堀秀治陣跡		名護屋城跡	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整 備計画(第1期)策定	堀秀治陣跡
昭和61(1986)	堀秀治陣跡		名護屋城跡 九鬼嘉隆陣跡	『特別史跡「名護屋城跡並びに陣 跡」保存整備基本計画』書作成	堀秀治陣跡
昭和62(1987)	堀秀治陣跡 古田織部陣跡 (地形測量)	毛利秀頼陣跡 木下利房陣跡 加藤嘉明陣跡 長谷川秀一陣跡	名護屋城跡 豊臣秀保陣跡 加藤嘉明陣跡 毛利秀頼陣跡	第1期保存整備事業開始 (～平成4)	堀秀治陣跡
昭和63(1988)	加藤嘉明陣跡		名護屋城跡	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整 備計画(第1期)改訂	堀秀治陣跡 名護屋城跡(山里口)
平成元年(1989)	古田織部陣跡 鍋島直茂陣跡 (地形測量)	名護屋城跡 古田織部陣跡 鍋島直茂陣跡	名護屋城跡 古田織部陣跡		堀秀治陣跡 名護屋城跡 (山里口、遊撃丸) 加藤嘉明陣跡
平成2年(1990)	古田織部陣跡 名護屋城跡 (整備:遊撃丸)	徳川家康別陣跡 片桐且元陣跡	名護屋城跡 古田織部陣跡 徳川家康別陣跡		堀秀治陣跡 名護屋城跡 (遊撃丸、東出丸) 加藤嘉明陣跡
平成3年(1991)	徳川家康別陣跡 古田織部陣跡 名護屋城跡 (整備:搦手口、本丸大手)		名護屋城跡 木下延俊陣跡 徳川家康別陣跡		堀秀治陣跡 名護屋城跡 (搦手口、馬場) 加藤嘉明陣跡
平成4年(1992)	名護屋城跡 (大手口東側)(整備:搦手口、 本丸大手、大手口) 木下延俊陣跡 徳川家康別陣跡	木下延俊陣跡 生駒親正陣跡	名護屋城跡 堀秀治陣跡 前田利家陣跡 徳川家康別陣跡	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整 備計画(第2期)策定	堀秀治陣跡 名護屋城跡 (搦手口、大手口) 古田織部陣跡
平成5年(1993)	木下延俊陣跡 徳川家康別陣跡 名護屋城跡 (整備:本丸大手、本丸)	伊達政宗陣跡	堀秀治陣跡 徳川家康別陣跡 伊達政宗陣跡	第2期保存整備事業開始 (～平成14)	名護屋城跡 (本丸大手、大手口 …災害復旧) 堀秀治陣跡 (災害復旧)
平成6年(1994)	名護屋城跡 (本丸、水手) (整備:三ノ丸) 徳川家康別陣跡	木村重隆陣跡 伊達政宗陣跡	名護屋城跡 徳川家康別陣跡		名護屋城跡 (三ノ丸槽台、 東出丸…説明板) 木下延俊陣跡 堀秀治陣跡 …(災害復旧)
平成7(1995)	名護屋城跡 (本丸、二ノ丸、大手口) (整備:馬場) 徳川家康別陣跡 鯨鉾池(ボーリング調査)		名護屋城跡 堀秀治陣跡 木下延俊陣跡 徳川家康別陣跡		名護屋城跡 (馬場槽台、三ノ丸) 木下延俊陣跡
平成8(1996)	名護屋城跡 (本丸、三ノ丸、東出丸) (整備:本丸、山里丸) 徳川家康別陣跡	黒田長政陣跡 徳川家康別陣跡	名護屋城跡 堀秀治陣跡 黒田長政陣跡 徳川家康別陣跡 伊達政宗陣跡		名護屋城跡 (本丸、山里丸、 搦手口…説明板) 木下延俊陣跡

年 度	調 査	指 定	公 有 化	計 画・設 計	整 備
平成9(1997)	名護屋城跡 (本丸、山里丸) (整備:三ノ丸、山里丸) 鯺鉾池 徳川家康別陣跡 古田織部陣跡(整備)		名護屋城跡 堀秀治陣跡 黒田長政陣跡		名護屋城跡 (三ノ丸櫓台跡、山里丸、 天守台…説明板) 古田織部陣跡 木下延俊陣跡
平成10(1998)	名護屋城跡 (本丸、山里丸、水手曲輪下通路) (整備:山里丸) 鯺鉾池 徳川家康別陣跡 古田織部陣跡(整備)		堀秀治陣跡 片桐且元陣跡 徳川家康別陣跡		名護屋城跡 (鯺鉾池…仮設道) 古田織部陣跡
平成11(1999)	名護屋城跡 (本丸、山里丸、水手曲輪周辺通路) (整備:二ノ丸) 鯺鉾池(出島) 徳川家康別陣跡		名護屋城跡		名護屋城跡 (二ノ丸、山里丸、 鯺鉾池…側溝) 古田織部陣跡
平成12(2000)	名護屋城跡 (山里丸、馬場、水手曲輪) (整備:二ノ丸、船手口、馬場) 鯺鉾池(出島) 前田利家陣跡	徳川家康別陣跡	名護屋城跡		名護屋城跡 (二ノ丸、馬場)
平成13(2001)	名護屋城跡 (台所丸、山里丸) (整備:馬場、船手口) 鯺鉾池 前田利家陣跡		名護屋城跡 前田利家陣跡 徳川家康別陣跡		名護屋城跡 (馬場、船手口)
平成14(2002)	名護屋城跡 (山里丸) (整備:本丸、馬場、三ノ丸) 鯺鉾池 前田利家陣跡		徳川家康別陣跡 前田利家陣跡	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備(第3期)計画策定	名護屋城跡 (本丸、馬場、船手口、 三ノ丸)
平成15(2003)	名護屋城跡 (山里丸、台所丸、弾正丸下) (整備:本丸) 鯺鉾池 前田利家陣跡 城下町跡(茜屋町)		名護屋城跡 徳川家康別陣跡	第3期保存整備事業開始 (～平成24)	名護屋城跡 (本丸、水手曲輪、 遊撃丸)
平成16(2004)	名護屋城跡 (山里丸、遊撃丸) (整備:本丸、二ノ丸) 鯺鉾池 前田利家陣跡 城下町跡(茜屋町)		徳川家康別陣跡 九鬼嘉隆陣跡 豊臣秀保陣跡 鍋島直茂陣跡		名護屋城跡 (本丸旧石垣、本丸新石垣櫓台、 本丸多聞櫓) 前田利家陣跡 (大手口…石垣修理)
平成17(2005)	名護屋城跡 (山里丸、弾正丸、搦手口下) (整備:本丸、三ノ丸) 前田利家陣跡 城下町跡(材木町)		豊臣秀保陣跡 木下延俊陣跡 片桐且元陣跡 木村重隆陣跡		名護屋城跡 (本丸多聞櫓、二ノ丸) 前田利家陣跡 (大手口…石垣修理)
平成18(2006)	名護屋城跡 (山里丸) (整備:本丸、三ノ丸、水手下通路) 鍋島直茂陣跡 前田利家陣跡 太閤道 城下町跡(殿町)		名護屋城跡		名護屋城跡 (天守閣跡・三ノ丸、本丸北東櫓台 …石垣修理) 前田利家陣跡 (館部大手虎口)
平成19(2007)	名護屋城跡 (下山里丸) (整備:本丸、水手下通路) 鍋島直茂陣跡 前田利家陣跡 太閤道		豊臣秀保陣跡	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画(第3期)改訂	名護屋城跡 (本丸・水手通路)
平成20(2008)	名護屋城跡 (山里丸) (整備:本丸) 鍋島直茂陣跡 太閤道		豊臣秀保陣跡		名護屋城跡 (本丸御殿)
平成21(2009)	名護屋城跡 (山里丸) (整備:本丸、水手通路) 鍋島直茂陣跡 太閤道				名護屋城跡 (本丸御殿・水手通路)
平成22(2010)	名護屋城跡 (山里丸) (整備:本丸) 鍋島直茂陣跡 太閤道				名護屋城跡 (本丸御殿・水手通路)
平成23(2011)	名護屋城跡 (本丸・弾正丸・山里丸) (整備:本丸、水手通路) 鍋島直茂陣跡 太閤道				名護屋城跡 (本丸御殿・水手通路)
平成24(2012)	名護屋城跡 (本丸・弾正丸・山里丸) (整備:本丸、水手通路) 太閤道			「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画(第4期)策定	名護屋城跡 (本丸御殿・水手通路)

年 度	調 査	指 定	公 有 化	計画・設計	整 備
平成25(2013)	名護屋城跡 (本丸・船手口) (整備:本丸、水手通路) 徳川家康陣跡			第4期保存整備事業開始 (～令和4)	名護屋城跡 (本丸御殿・水手通路)
平成26(2014)	名護屋城跡 (本丸・船手口) (整備:本丸、水手通路) 徳川家康陣跡				名護屋城跡 (本丸御殿・水手通路)
平成27(2015)	名護屋城跡 (二ノ丸・遊撃丸北下・上山里丸北下) (整備:本丸、水手通路) 徳川家康陣跡				名護屋城跡 (本丸御殿・水手通路)
平成28(2016)	名護屋城跡 (太閤井戸) (整備:本丸、水手通路) 島津義弘陣跡				名護屋城跡 (本丸御殿・水手櫓台石垣修理)
平成29(2017)	名護屋城跡 (太閤井戸) (整備:本丸、水手通路) 島津義弘陣跡				名護屋城跡 (本丸御殿・水手櫓台石垣修理・ 水手通路石垣保護)
平成30(2018)	名護屋城跡 (太閤井戸) (整備:水手通路) 島津義弘陣跡				名護屋城跡 (本丸御殿)
令和元(2019)	名護屋城跡 (彈正丸下) (整備:水手通路) 島津義弘陣跡				名護屋城跡 (本丸御殿・上山里丸)
令和2(2020)	名護屋城跡 (彈正丸下) (整備:水手通路) 島津義弘陣跡				名護屋城跡 (上山里丸)
令和3(2021)	名護屋城跡 (彈正丸下) (整備:水手通路) 島津義弘陣跡				名護屋城跡 (上山里丸)
令和4(2022)	名護屋城跡 (彈正丸下) (整備:水手通路) 島津義弘陣跡			・「名護屋城跡並陣跡」保存整備 (第5期)計画策定 ・『特別史跡名護屋城跡並陣跡保 存活用計画(名護屋城跡編)』刊行	名護屋城跡 (上山里丸・彈正丸落石防止)
令和5(2023)	名護屋城跡 (彈正丸下) (整備:水手通路・彈正丸石垣修理) 黒田長政陣跡			・第5期保存整備事業開始 (～令和14)	名護屋城跡 (上山里丸)
令和6(2024)	名護屋城跡 (彈正丸下) (整備:水手口・水手通路・彈正丸石垣修理) 黒田長政陣跡 前田利家陣跡		前田利家陣跡(一部)	・『特別史跡名護屋城跡並陣跡保 存活用計画(陣跡編)』刊行	名護屋城跡 (上山里丸)
令和7(2025)	名護屋城跡 (彈正丸下) (整備:水手通路) 黒田長政陣跡 前田利家陣跡(整備に伴う調査)				名護屋城跡 (上山里丸南西斜面の実施設計) 前田利家陣跡 実施設計



Ⅲ 令和7年度事業概要

1. 展覧会事業

(1) 写真展 私たちが見つけた名護屋城

佐賀県では、全国から大名が集結し、人々の交流によって茶の湯や能などの華やかな文化が花開いた名護屋城跡・陣跡への来訪を促進し、その歴史的価値を発信する「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに取り組んでいる。この取り組みの一環として、令和7年3月22日（土）に「第4回名護屋城大茶会」を開催し、県内外から約1万5千人が来場した。

本展覧会では、佐賀県立唐津東高等学校写真部及び佐賀県立唐津西高等学校写真部の協力のもと、生徒たちが撮影した名護屋城大茶会や、城跡の写真40点を展示し、地元の高校生ならではの感性を通して、名護屋城大茶会の賑わいや名護屋城跡・陣跡の魅力を紹介した。

会 期 令和7年5月27日（火）～6月29日（日） 34日間

主 催 佐賀県文化課、当館

期間中の入館者数 6,274人

展示点数 41点

展示構成

- ・唐津東高校写真部の作品 20点
- ・唐津西高校写真部の作品 20点
- ・第4回名護屋城大茶会ダイジェスト映像 1点



(2) テーマ展 サムライたちの手紙

本展覧会では、侍達によって書かれた手紙（古文書）の内容のほか、手紙が後世に伝来し、活用されていく過程を、3つの構成（手紙を書く、手紙を残す、手紙を活用する）で展示した。また、本展覧会で展示した資料の内容は、文禄・慶長の役や江戸時代の唐津・東松浦半島に関するものである。資料を通じて文禄・慶長の役や江戸時代の唐津・東松浦半島の歴史とともに、手紙が写されたり形を変えられたりしながら後世に伝えられ、活用される様子も紹介した。

会 期 令和7年7月18日（金）～8月31日（日） 45日間
 主 催 当館
 期間中の入館者数 10,372人
 展示点数 35件
 展示構成と展示資料

所蔵の注記が無い資料は当館所蔵資料

コーナー		主な展示資料
1	手紙を書く	文禄3年2月20日付加藤嘉明宛豊臣秀吉朱印状・加藤清正画像
2	手紙を残す	4月9日付長束正家書状（佐賀県立図書館蔵）・（寛永13年）2月9日付 多久茂辰宛鍋島勝茂書状（多久市郷土資料館蔵）
3	手紙を活用する	武将自筆花押貼交屏風・洪系譜

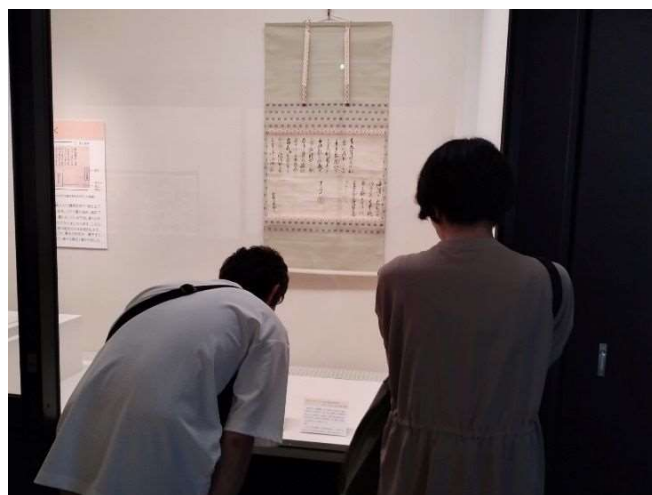
関連行事

ギャラリートーク（展示解説）

日時：7月20日（日）、8月17日（日）

いずれも15時10分から20分程度

参加者数：計73名



（3）出張！お城 EXP0 開催記念・特別史跡指定 70 周年記念 テーマ展「名護屋城をひもとく」

豊臣秀吉による文禄・慶長の役の拠点として築かれた城郭遺跡群である名護屋城跡・陣跡は、出兵の歴史を語るだけでなく、外交史や経済史、城郭史上においても貴重であることから、国の特別史跡に指定されている。

本展は、館蔵資料を中心に築城や名護屋の様子に関わる5つのテーマを通じて名護屋城跡・陣跡の歴史的な意義を紹介する構成で、昭和30年（1955年）の特別史跡指定から70年を迎えるとともに、11月23日に開催される「第5回名護屋城大茶会」および「出張！お城 EXP0 in 肥前名護屋城」の関連展示として開催した。あわせて、名護屋城跡周辺の歴史スポットを取りあげたリーフレットを制作し、周遊を促進する機会とした。

会 期 令和 7 年 10 月 3 日（金）～11 月 24 日（月・祝） 53 日間
主 催 当館
期間中の入館者数 20,304 人
出品点数 約 50 点
展示構成

コーナー		主な展示資料
1	城ができ、全国の大名が集まった	安東統宣高麗渡唐記（個人蔵／寄託）、名古屋陣の図、名護屋城陣取図（個人蔵）、名護屋城跡表採の瓦
2	日本一の港、名護屋	釜山鎮殉節図（複製）、天正 20 年 4 月 22 日付 加藤清正あて豊臣秀吉朱印状、兵士落書き（田島神社蔵／寄託）、加藤清正条書案、亀井家資料 南蛮シャツ、観感録 附東槎録
3	豊臣秀吉と名護屋	肥前名護屋城図屏風 ※10/3-10/13 は複製を展示、文禄 2 年 5 月 22 日付北政所あて豊臣秀吉自筆書状（複製）、文禄 2 年 3 月 5 日付北政所あて豊臣秀吉自筆書状（複製）
4	名護屋からの手紙、名護屋への手紙	天正 20 年 5 月 16 日付 加藤清正あて豊臣秀吉朱印状、天正 20 年 6 月 18 日付 隈本留守居中あて豊臣秀吉朱印状、石田三成・大谷吉継・増田長盛連署状案、天正 20 年 9 月 21 日付 加藤清正自筆覚書
5	名護屋城を語り継ぐ	肥前名護屋城並陣図、脇坂家寄進の鐙（龍泉寺蔵／寄託）、三韓太平出船図、絵本太閤記、伝朝鮮出兵時の旗、青木月斗句書（個人蔵／寄託）、広沢寺蘇鉄の図
特設コーナー		数字でひもとく名護屋城 【パネル掲示】

関連行事

ギャラリートーク（展示解説）

日時：10 月 19 日（日）、11 月 23 日（日）

いずれも 15 時 10 分から 20 分程度

参加者数：計 57 名



（４）日韓国交正常化 60 周年記念 テーマ展「歓迎！朝鮮通信使」

6 年余り続いた文禄・慶長の役における戦乱は、豊臣秀吉の死去によって終息に向かい、対馬・宗氏

を軸に日朝間の国交回復交渉が進められた。そして、1607年の己酉約条によって国交回復が果たされたのちは、江戸時代を通じて12回の朝鮮通信使が来日した。通信使一行は、正使・副使を筆頭に500人を超える大規模な使節団であり、その受入れにあたっては、宿舎の設置や迎撃など経路上の各大名も入念な準備をおこなっている。また、通信使の到着にあわせて、庶民向けのガイドブックが刊行されたり、滞在中には詩文を通じた交流も盛んに行われるなど、多方面における文化交流の機会となった。

日韓国交正常化60周年にあわせて開催した本展では、所蔵する絵地図や古文書資料から、通信使を迎えた側の記録や交流の足跡を物語る書画などを紹介し、250年に及んだ日朝交流を支えた人々の思いに触れる機会とした。

また、本展では、池内敏氏（名古屋大学大学院人文学研究科名誉教授）の調査により、これまで当館で所蔵してきた「朝鮮通信使行列図」と対となる絵図（個人蔵）が確認されたことから、双方の絵図を初めて一堂に展示公開した。

会 期 令和7年12月19日（金）～令和8年2月8日（日） 52日間

主 催 当館

期間中の入館者数 8,125人

展示点数 37件

展示構成と展示資料

展示資料は寄託1件を除き当館所蔵資料

コーナー		主な展示資料
1	朝鮮通信使とは	朝鮮通信使行列絵巻、7月10日付豊臣秀吉朱印状、朝鮮日々記、東照宮御影（複製）、朝鮮国礼曹俘虜刷還諭告文（複製）
2	通信使を迎える	文化8年通信使関係資料、松平忠周書状、朝鮮通信使来聘記録、岩下家資料のうち船団記録、朝鮮人来朝書付、対州御城下之図
3	歓迎！朝鮮通信使	朝鮮通信使行列次第、朝鮮人来聘行列、朝鮮人来聘ニ付於対州行列并饗応之次第、通信使詩文交換等記事、金義信三行書、秦東益一行書、朝鮮通信使詩書
4	思い出とともに	朝鮮通信使行列図、朝鮮通信使行列図（個人蔵／寄託）、朝鮮通信使行列絵巻附「ちやうせん人ことは」、朝鮮通信使画像、韓館贈答、朝鮮詩書徳利

関連行事

ギャラリートーク（展示解説）

日時：12月21日（日）、1月18日（日）、2月8日（日）

いずれも15時10分から20分程度

参加者数：計54名



(5) テーマ展「名護屋城博物館コレクション展 2026 ～暮らしと祈りのかたち～」

唐津・東松浦と朝鮮半島の 2 つの地域の資料に、「暮らし」と「祈り」で注目し、町や村を描いた地図、記録した古写真や文書、実際に労働の場で使われた伝統的な道具やその生活の記録、安寧への祈りが込められた仏画や刺繍など、さまざまな資料を横断的に紹介した。併せて、令和 6 年度・7 年度に新規収蔵した資料を展示した。

会 期	令和 8 年 3 月 20 日（金・祝）～5 月 10 日（日）	52 日間
主 催	当館	
期間中の入館者数	16,311 人	
展示点数	30 件 59 点	
展示構成と展示資料	展示資料はすべて当館所蔵資料	

コーナー		主な展示資料
1	暮らしと祈りをたどる ー朝鮮半島ー	高麗之面影、加耶の里Ⅱ、農家楽事図、済州民家模型、済州カルオッチマチョゴリ、済州チョンドン 籠、済州マオラン帽子(2 点)、刺繍画 鵲虎図、水宮野遊タル「獅子」、七星幀画
2	暮らしと祈りをたどる ー唐津・東松浦ー	戸長松隈全郎控文書、神田家文書、鯨解体用庖丁(4 点)、肥前国小河嶋鯨場絵図、十六羅漢図（掛幅 16 幅中 8 幅）
3	【コラム】近代 ー地域が変化する時代	唐津と朝鮮の絵はがき他
4	新規収蔵資料 セクション	正親町天皇和歌懐紙、吉田兼見和歌懐紙、名護屋帯、機織図屏風（複製）、伝 名護屋城門柱材使用の火鉢

関連行事

ギャラリートーク(展示解説)

日時：3 月 20 日(日)、4 月 19 日(日)、5 月 10 日（日）

いずれも 15 時 10 分から 20 分程度

参加者数：計 37 名



2. 教育普及事業

(1) なごや歴史講座

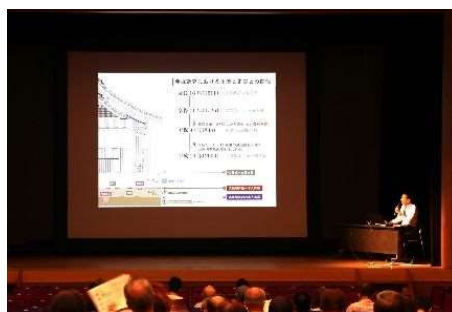
当館学芸員の調査・研究成果を発表する一般向けの講座を平成 14 年度から開催している。

回数 (通算)	期 日	テ ー マ	講 師		参加者
245	6 月 15 日 (日)	文禄・慶長の役あの日あのととき (6 月編)	企画普及 担当係長	久野 哲矢	61 人
246	7 月 20 日 (日)	肥前名護屋城の記憶と歴史 ー近世・近代の地誌・紀行文にみる 名護屋ー	主任主査	村松 洋介	70 人
247	8 月 17 日 (日)	近代、有田周辺地域のやきもの海 外輸出ー中国から朝鮮へー	館 長	家田 淳一	65 人
248	9 月 21 日 (日)	お殿様の遺体を運ぶー鍋島齊直の 「尊骸御下国」ー	主 査	田畑 春香	66 人
249	10 月 19 日 (日)	名護屋城跡弾正丸の発掘調査に ついて	主 事	末光 博史	49 人
250	12 月 21 日 (日)	名護屋の近代	主 事	徳永 慧	36 人
251	1 月 18 日 (日)	名護屋城と土師器	主 事	林田 卓也	53 人
252	2 月 8 日 (日)	佐賀県の伝統的町並みについて	調査研究 担当係長	小野 将史	32 人
253	3 月 22 日 (日)	肥前名護屋の前田利家陣跡を探る	副館長	武谷 和彦	69 人
計 (1 回平均)					501 人 (55.7 人)

<年間会員制度>

年間を通じて聴講を希望される方などを対象に年間
会員制度を設け、受付手続きの簡素化や各種行事の案
内を行った。また、3 月度終了時に修了証を贈呈した。

○令和 7 年度年間会員登録者数	133 名
うち 6～9 回参加 (修了証対象者)	17 名
うち 9 回参加	5 名



年度	回数	年会員数	聴講者数	1 回平均	年度	回数	年会員数	聴講者数	1 回平均
平成 14	11 回	163 人	732 人	66.5 人	27	10 回	81 人	547 人	54.7 人
15	11 回	117 人	648 人	58.9 人	28	10 回	77 人	422 人	42.2 人
16	11 回	113 人	749 人	68.1 人	29	11 回	81 人	578 人	52.5 人
17	11 回	111 人	643 人	58.5 人	30	10 回	102 人	918 人	91.8 人
18	11 回	137 人	740 人	67.3 人	令和元	10 回	109 人	442 人	44.2 人
19	11 回	131 人	880 人	80.0 人	2	10 回	114 人	623 人	62.3 人
20	11 回	136 人	673 人	61.2 人	3	10 回	108 人	629 人	62.9 人
21	11 回	154 人	1064 人	96.7 人	4	10 回	110 人	459 人	45.9 人
22	11 回	119 人	808 人	73.5 人	5	10 回	99 人	549 人	54.9 人
23	11 回	127 人	661 人	60.1 人	6	10 回	112 人	454 人	45.4 人
24	11 回	142 人	570 人	51.8 人	7	9 回	133 人	501 人	55.7 人
25	11 回	121 人	829 人	75.4 人	-	-	-	-	-
26	11 回	105 人	563 人	51.2 人	計	253 回	-	15,682 人	61.98 人

(2) 名護屋城博物館「出前講座」

学校の授業・講演会・生涯学習関係の講座、韓国研修の事前学習など各種の講座・講演会へ学芸員等を講師として派遣する事業。(平成 12 年度から実施)

名護屋城博物館「出前講座」年度別実績			
年度	派遣回数	派遣職員数	聴講者数
平成 12	80 回	80 人	(統計なし)
13	65 回	65 人	(統計なし)
14	92 回	92 人	5,334 人
15	64 回	64 人	4,378 人
16	67 回	67 人	3,643 人
17	59 回	59 人	2,793 人
18	52 回	56 人	2,503 人
19	60 回	66 人	3,007 人
20	82 回	84 人	3,400 人
21	45 回	47 人	1,987 人
22	52 回	52 人	2,357 人
23	20 回	20 人	1,053 人
24	53 回	57 人	1,784 人
25	39 回	39 人	1,193 人
26	26 回	26 人	889 人
27	31 回	31 人	1,628 人
28	25 回	25 人	1,331 人
29	26 回	26 人	1,878 人
30	24 回	24 人	2,791 人
令和 元	32 回	32 人	1,275 人
2	34 回	34 人	1,845 人
3	22 回	22 人	1,070 人
4	34 回	35 人	1,155 人
5	23 回	23 人	1,517 人
6	18 回	18 人	551 人
7	15 回	15 人	569 人
(計)	延べ 1,140 回	延べ 1,159 人	延べ 49,931 人 (H14 以降)

(3) 特別史跡「名護屋城跡並陣跡」史跡探訪会等

第 62 回史跡探訪会

日 時：令和 7 年 5 月 25 日（日）10 時 30 分～12 時 30 分

探訪箇所：特別史跡名護屋城跡各所

参加者数：117 名



探訪ルート図



出発前の様子



1 探訪会風景（天守台）



2 探訪風景（弾正丸下付近）



3 探訪会風景（石垣場付近）

(4) 第20回 韓国語スピーチコンテスト in なごや

日 時：令和7年10月26日(日) 13時～16時30分

会 場：当館ホール

参加者：75名(うち出場者 25名)

スピーチ部門 7名

スキット部門 9組18名

後 援：駐福岡大韓民国総領事館、福岡韓国教育院、韓国観光公社福岡支社、佐賀県教育委員会

協 賛：株式会社ティーウェイ航空、カメラライン株式会社、POSCO Japan PC 株式会社



(5) ホームページによる情報発信

〔ホームページ URL〕 <https://saga-museum.jp/nagoya/>

名護屋城博物館の展覧会・イベントなどのお知らせや、展示内容、名護屋城跡・陣跡の概要などについて、随時ホームページ上で紹介を行った。

(6) ガイドアプリ「Bloomberg Connects」の導入

50言語以上に対応可能な無料ガイドアプリ Bloomberg Connects を、県立各館と揃って導入（当館は令和8年3月18日～ガイド公開）。名護屋城跡並陣跡や「黄金の茶室」「草庵茶室」、館内の常設展示、収蔵資料などの紹介をアプリ内で行っている。

(7) 唐津青翔高等学校との博学協働授業「日韓交流史」

【趣 旨】

佐賀県立唐津青翔高等学校（平成17年4月開校）の韓国文化系列2年生の地理歴史科に設定された「日韓交流史」（2単位／学校設定科目）を、学校と本館が協働して通年で授業を運営する。平成18年度に初年度を開講。令和7年度の授業で20年目の節目を迎えた。

【授業の概要】

ア 運営体制 本館学芸員 2 名及び国際交流員 1 名、学校教諭 2 名が担当。

令和 7 年度の受講生徒数は 11 名。

イ 科目のねらい

地域の将来を担う高校生に、地域の歴史や文化への興味関心を促すことで、地域と一体となった文化財教育・保存活動を目指す。また、朝鮮半島との交流が、地域の文化や歴史に多くの影響を与えたということの理解を進め、現代にもつながる日韓交流に更なる関心を抱いてもらう機会とする。さらに、国際交流員による韓国文化学習により、更に韓国文化を身近に感じてもらう機会とするとともに、今後の日韓交流の発展を担う人材育成を目指す。これらの目的を達するため、学校と博物館が通年で連携することで、それぞれ単独では実現できない高い学習成果の達成を目指す。

ウ 授業実施概要

毎週木曜日 5～6 校時に設定。学校側カリキュラムに応じて 4 月から 9 月までを前期、10 月から翌年 3 月までを後期とし、定期考査や学校行事を除いた全 24 回の授業を実施した。

4 月～7 月にかけては、名護屋城跡のほか鯨組主中尾家屋敷を見学し、また博物館の所蔵資料に触れることを通じて、地域の歴史・捕鯨などの文化に対する興味・関心を広げた。11 月には前田利家陣跡で発掘調査体験を行うことにより、文化財保護の活動や、その重要性について学んだ。9 月から 1 月にかけては、総合学科発表会に向けた準備として、地域の歴史や日本・韓国の文化について各自がテーマを設定し調べることで、歴史や文化について理解を深めた。また、国際交流員による韓国の基礎知識や韓国の生活・文化に関する講座を実施し、生徒の学習欲求に応える授業を目指した。総合学科発表会では、学習内容をまとめた報告や、韓国文化についての発表などを行った。



(7)「バーチャル名護屋城」事業

名護屋城や大名陣屋、旧城下町の当時の姿を臨場感のある高精細のCGで再現し体感していただくアプリ「VR名護屋城」を運用している。本アプリは、名護屋城と周辺の当時の景観を、肥前名護屋城図屏風の描写や発掘調査の成果を建築史の専門家の監修をもとに、先端技術により臨場感あふれる形で再現したものである。

具体的には、名護屋城内の各地点や大名陣屋（堀秀治陣、豊臣秀保陣の2箇所）、城下町（茜屋町）と極めて広範囲で、無料貸出タブレットやスマートフォンを持って、各自で自由に回りながらCGで再現された当時の様子を360°楽しむことができる。また、主要散策エリア（「大手口～東出丸～三ノ丸～本丸～天守閣」）については、歩きながら当時の風景が切れ目なく移り変わる「リアルタイムレンダリング」を国内の城で初めて実現した。また、館内のホールやミニシアターの大画面で10分間の高精細ムービー「幻の巨城 肥前名護屋城」を放映している。

平成29年度には、音声ナビと新規コンテンツ（AR幟旗・絵巻物風まんが等）を追加して魅力を向上したほか、令和5年度には、名護屋城跡及び陣跡の周遊促進の一環で、携帯端末版のアプリを城跡や陣跡など任意の場所で起動できるようシステムを改修し、利便性の向上を図った。

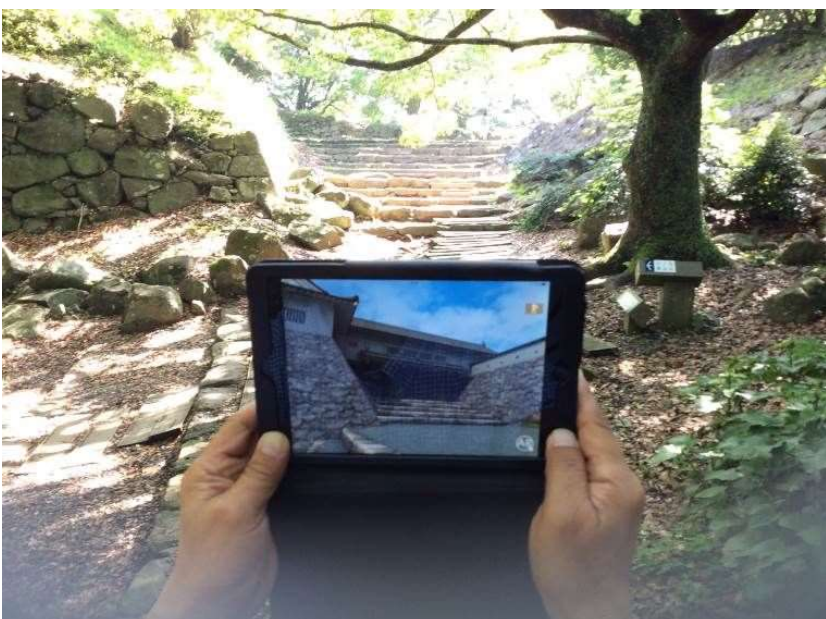
令和7年度のタブレット貸出件数は1,351件（供用開始から延べ41,461件）、アプリダウンロード件数は3,322件（延べ17,515件）であった。



肥前名護屋城本丸御殿 CG

設計・監修

：西和夫・アルセッド建築研究所



肥前名護屋城本丸大手門 CG

3. 名護屋城跡並陣跡保存整備事業

令和7年度						
	本 城 跡			陣 跡 ほ か		
	名 称	実施期間	面積(m ²)	名 称	実施期間	面積(m ²)
1. 発掘調査	予備調査 (弾正丸西下)	令和6年～	104	唐津市(呼子町) 黒田長政陣跡	令和5年～	265.1
	予備調査 (整備:水手通路)	平成19年～	72.5	唐津市(鎮西町) 前田利家陣跡	令和6年～	55
	-	-	-	-	-	-
2. 保存整備	草庵茶室跡南西斜面 (修景整備)	令和7年	実施設計	唐津市(鎮西町) 前田利家陣跡	令和7年	実施設計
3. 公有化	-	-	-	-	-	-
4. 関連事業	・前田利家陣跡整備事業(原子力発電施設立地地域共生交付金) ・唐津市実施事業〈市内遺跡確認調査〉					



名護屋城跡 弾正丸西下玉石敷遺構(北西から)



名護屋城跡 弾正丸西下調査状況(南西から)



名護屋城跡 水手通路発掘調査状況(南東から)



名護屋城跡 水手口付近の発掘調査状況(南から)



前田利家陣跡 石垣隅角部検出状況(北西から)



黒田長政陣跡 発掘調査状況(西から)



前田利家陣跡 居館部西下虎口 石垣
東側面検出状況(西から)

前田利家陣跡整備（原子力発電施設立地地域共生交付金）

- ・事業年度：令和6年度～10年度（5年間）
- ・事業範囲：前田利家陣跡（丘陵裾部 居館部周辺 約0.6^{ヘクタール}）
- ・事業内容：現況地形測量、発掘調査、整備工事（遺構平面表示や園路整備、VR等）

【事業の目的と内容】

豊臣秀吉による大陸侵攻の拠点となり、全国から大名が参集した名護屋城跡・陣跡は、特別史跡に指定されている日本を代表する歴史資産である。この歴史遺産を文化・観光資源の拠点と位置付け、原子力発電施設立地地域共生交付金を活用してその魅力を磨き上げ、一層の地域振興の促進を図る。

豊臣政権下における有力大名の一人で、知名度が高く、多くのエピソードが伝えられる前田利家の陣跡について、来訪者に名護屋城跡や陣跡の本質的価値やその魅力をわかりやすく伝えるとともに、周辺陣跡への周遊の起点として整備を実施する。

【事業計画】

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)
測量等	現況地形 測量 用地測量				
調査等	発掘調査				報告書 作成
整備	基本設計	実施設計	整備工事 VR制作		
整備計画			整備工事		

令和7年度事業：前田利家陣跡整備に伴う実施設計



4. 国際学術・文化交流事業

(1) 韓国語講座

韓国語の学習を通して、広く韓国語や韓国文化への理解を深めてもらうことを目的に、国際交流員が講師を務める韓国語講座を開催している。



期間：前期 令和7年 5月31日～8月9日（毎週土曜日、全10回）初級33名

後期 令和7年12月6日～令和8年2月28日（毎週土曜日、全11回）中級24名

会場：当館 図書閲覧室

講師：当館 国際交流員 尹 希支

(2) 佐賀県日韓交流センター

韓国との文化交流・学術交流などの成果をもとに、日韓交流を考えておられる方々を応援するセンターとして平成13年5月1日に開設。県多文化共生さが推進室と当館が連携して下記の業務を行っている。

ア 日韓の交流及び友好促進のための「情報提供、相談、交流支援業務」

イ 日韓交流史を理解促進する「教育・普及業務」

ウ 日韓の歴史、文化を紹介する「日韓文化紹介業務」

エ 韓国に関する文化情報を収集、閲覧提供する「韓国文化情報ライブラリー業務」

《主な支援事業》

○唐津市立名護屋小学校

内容：国際交流員による韓国文化・韓国語に関する出張授業を実施

対象及び回数：1年生～6年生の児童、令和7年度は2日間実施

○県立唐津青翔高校（当館との博学協働授業「日韓交流史」の一環として実施）

内容：国際交流員による韓国文化に関する授業

対象及び回数：韓国文化系列2年生、令和7年度は1回実施

（３）学術交流事業

大韓民国国立晋州博物館と交流協定を結び(平成 14 年度～)、展覧会準備や資料調査、遺跡の保存整備に関する調査などの活動に対して相互に協力を行っている。

令和 7 年度は令和 8 年 3 月 23 日～26 日にかけて学芸員・国際交流員が訪韓し調査を行った。

○令和 7 年度の学術交流事業に基づく訪韓調査（令和 8 年 3 月 23 日～3 月 26 日）

- ・ 国立晋州博物館の展示技法・内容視察及び文禄・慶長の役関連遺跡の踏査
- ・ 釜山広域市・金海市における日韓交流資料関連資料の把握と調査
- ・ 関連史跡整備手法の視察、文禄・慶長の役関連遺跡の現地踏査と遺構の調査
- ・ 調査者：3 名（学芸員 2 名、国際交流員）

5. 「はじまりの名護屋城。」プロジェクト関連事業

本県では、特別史跡「名護屋城跡並陣跡」を文化観光の拠点として磨き上げる「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに令和2年度から取り組んでいる。

本プロジェクトとして、令和7年度は下記事業を行った。

(1) 「黄金の茶室」体験プログラムの実施

令和3年度に文化庁のLiving History（生きた歴史体感プログラム）促進事業を活用し、豊臣秀吉が名護屋城で使用した「黄金の茶室」を復元制作（主管：県文化課）。

令和4年度から茶室内での呈茶や学芸員の解説を行う体験プログラムを開始した。

○「黄金の茶室」体験プログラム概要

	内容	所要時間	体験料（お一人）
太閤コース 見学者なし(貸切)	呈茶、学芸員の解説、古陶磁の鑑賞、「黄金の城郭符」の進呈、体験記念品	35分	10,000円
大名コース 見学者あり	呈茶、学芸員の解説、「黄金の城郭符」の進呈	25分	5,000円

《協力団体》

茶道裏千家淡交会唐津支部、茶道宗徧流不審庵唐津支部、茶道表千家唐津同門、茶苑海月、太閤お茶の会

○「黄金の茶室」体験プログラム実施状況

実施日		大名コース		太閤コース		その他 (イベント等)		呈茶担当
		組数	人数	組数	人数	組数	人数	
5月16日	金	2	3	-	-	-	-	裏千家
5月17日	土	2	4	1	2	-	-	裏千家
6月7日	土	3	5	-	-	-	-	太閤お茶の会
6月8日	日	-	-	-	-	-	-	-
9月26日	金	1	2	1	2	-	-	太閤お茶の会
9月27日	土	2	3	1	2	-	-	表千家
10月10日	金	2	3	1	2	-	-	宗徧流
10月11日	土	2	2	1	2	-	-	宗徧流
10月12日	日	2	4	1	3	-	-	宗徧流
11月7日	金	-	-	-	-	-	-	-
11月8日	土	1	2	1	1	-	-	太閤お茶の会

実施日		大名コース		太閤コース		その他 (イベント等)		呈茶担当
		組数	人数	組数	人数	組数	人数	
11月9日	日	2	2	-	-	-	-	太閤お茶の会
11月17日	月	-	-	-	-	4	6	太閤お茶の会
11月23日	日	-	-	-	-	3	5	※名護屋城大茶会 関連イベント
1月24日	土	1	2	1	1	-	-	表千家
1月25日	日	-	-	1	2	-	-	太閤お茶の会
2月13日	金	2	3	-	-	-	-	裏千家
2月14日	土	1	2	1	2	-	-	裏千家
2月15日	日	-	-	1	2	-	-	裏千家
3月14日	土	1	1	1	3	-	-	宗徧流
3月15日	日	-	-	2	2	-	-	宗徧流
計		24	38	14	26	7	11	
参加者計		45組 75名						

○プログラムの認知度向上

- ・テレビや雑誌などのメディア取材及び外部視察 16件
- ・体験プログラム広報動画の制作・公開

訪日外国人観光客向けの紹介動画を令和4年4月から動画投稿サイト及び館内で公開している。



（２）草庵茶室活用事業

令和５年度に復元制作し、常設展示として公開がスタートした草庵茶室の活用事業として、令和７年度も草庵茶室体験プログラム、ワークショップを実施した。

○草庵茶室体験プログラム概要

	内 容	所要時間	体験料（お一人）
昼会	茶室内呈茶、学芸員の概要説明	20 分	1,000 円
夕会	茶室内点て出し、学芸員の黄金の茶室・展示説明、体験記念品	90 分程度	10,000 円

《協力団体》太閤お茶の会

○草庵茶室体験プログラム実施状況

実施日		昼会		夕会		呈茶担当
		組数	人数	組数	人数	
10 月 4 日	土	15	18	2	2	太閤お茶の会
11 月 24 日	月 (祝)	11	22	2	3	太閤お茶の会
計		26	40	4	5	
参加者計		45 名（30 組）				

○プログラムの魅力アップ

秀吉が草庵茶室で使用された「胡銅長曾呂利花入」、秀吉の所有であったことが明らかで唯一現存する「引拙姥口平釜」を関連する伝世品の調査を基に復元制作し体験プログラムに使用するため制作を行った。

蘆屋鋳物 陽 代表 樋口陽介氏作



胡銅長曾呂利花入（復元制作品）



引拙姥口平釜（復元制作品）
（原蔵／公益財団法人徳川黎明会 徳川美術館）

○プログラムの認知度向上

プログラムの認知度向上として、8月9日（土）と令和8年2月21日（土）に草庵茶室を活用したワークショップ『親子で挑む!!草庵茶室の起こし絵図―名尾和紙でつくる建築模型―』
＜参加者：計22名（7組）＞、『鋳物ってなんだ？胡銅長曾呂利花入の復元と錫古印鋳造体験』
＜参加者：計55名（32組）＞を実施した。



草庵茶室の館内での展示風景や体験プログラムの実施イメージについて、印刷物、Web掲載など広報用の写真撮影を委託により実施した。

（３）その他

ア．第5回名護屋城大茶会×出張！お城 EXP0 in 肥前名護屋城

令和7年11月23日（日）～24日（月祝）、名護屋城跡並陣跡の特別史跡指定70周年を記念して、名護屋城大茶会と「お城 EXP0」の出張版がコラボ開催され、名護屋城跡をメイン会場に、ステージイベントや県内茶道団体による呈茶、マルシェ、ガイドツアーなどが行われた。本館館内では、草庵茶室を会場にした茶道表千家唐津同門による茶道体験（23日）や、トークショー（23日）、フォーラム（24日）が実施された（主管：県文化課、唐津市）。

当館では「黄金の茶室」特別体験を実施（23日）したほか、連携イベントとして前田利家陣跡での現地説明会や石垣に焦点を当てた名護屋城跡ガイドツアーを開催（23、24日）した。また、あわせてミュージアムショップの拡充を行った。

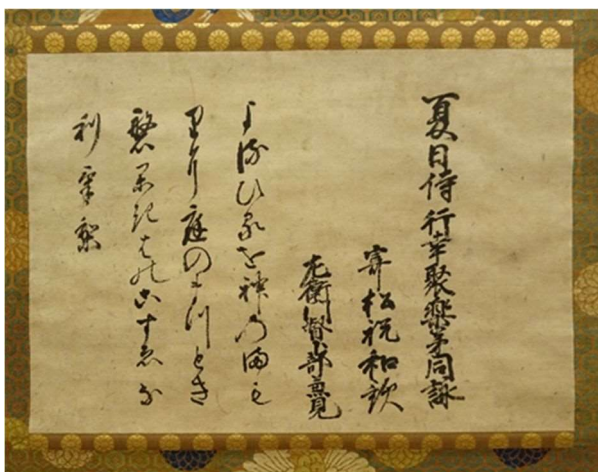
イ．歴史イベントへのブース出展

イベント名	会期・会場	申込主体
大阪お城フェス	令和7年8月9日（土）～10日（日） グランフロント大阪	県文化課 （当館から1名が出張）
お城 EXP02025	令和7年12月20日（土）～21日（日） パシフィコ横浜	唐津市肥前名護屋城室 （当館から1名が出張）

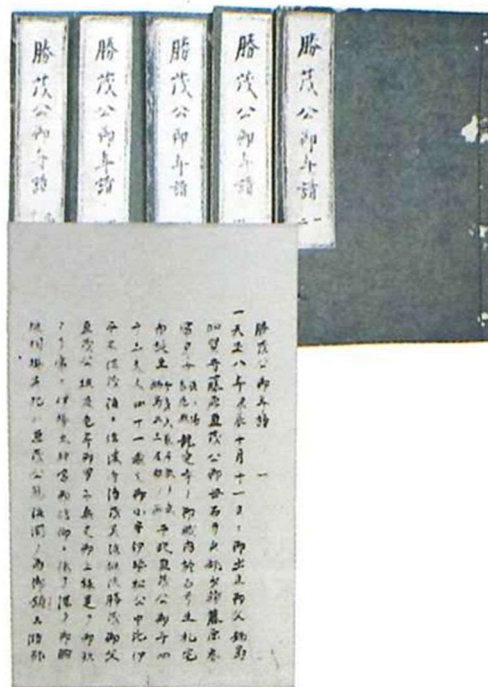
6. 資料収集・貸出等

(1) 購 入

	資料名	形態・数量
1	吉田兼見和歌懷紙	掛軸 1 幅
2	鍋島家・多久家関係歴史書 ①鍋島勝茂公御年譜 5 冊揃 ②焼残反故 4 冊揃 ③水江事略 7 冊 ④日峯神君御遺訓 1 冊 ⑤肥陽軍記 2 冊揃	書冊 5 件 19 冊



吉田兼見和歌懷紙



鍋島家・多久家関係歴史書のうち
勝茂公御年譜

(2) 作 成 なし

(3) 寄贈受入

	資料名	形態・数量	備考
1	松尾基氏寄贈 松尾家旧蔵資料 ①名護屋城陣取り図 (仮称) ②朝鮮役本営肥前名護屋城々廓図 ③豊太閤秀吉公朝鮮征伐之図 ④肥前名古屋城陳取図 ⑤名護屋城本丸建物平面図	掛幅 6 件 6 点	
2	市丸昌哉氏寄贈 火鉢 (伝名護屋城門柱材)	木工 1 件 1 点	
3	伊藤百合子氏寄贈 機織図屏風 (複製)	屏風 1 件 1 点	

	資料名	形態・数量	備考
4	名護屋帯保存会寄贈 名護屋帯	服飾 1 件 1 点	
5	溝上秀次氏・普恵氏寄贈 ①灰釉壺 ②灰釉耳付花入 ③寒山置物 ④寿老人置物 ⑤布袋置物	陶器 5 件 5 点	

(4) 寄託受入・更新 なし

(5) 管理換 なし

(6) 外部への協力

ア 資料の特別利用(写真撮影・掲載・放映等) 計 94 件

イ 資料貸出

○韓日修交 60 周年記念「朝鮮通信使と梁山」

会 期 令和 7 年 5 月 15 日～令和 7 年 7 月 27 日

(展示期間 令和 7 年 5 月 15 日～6 月 29 日)

主 催 大韓民国 梁山市立博物館

会 場 梁山市立博物館 2 階企画展示室

貸出資料 朝鮮通信使行列絵巻 附「ちやうせん人ことは」、朝鮮通信使行列絵巻、馬上才図鑑、朝鮮使節騎馬図、朝鮮通信使製述官申維翰書、花鳥図、寿老図、朝鮮人来聘対礼並余藻、朝鮮詩画徳利、朝鮮国礼曹俘虜刷還諭告文(複製)、朝鮮紀聞、朝鮮人行列次第 12 件 13 点

○特別企画展「初期伊万里ビッグバンー日本磁器始まりの全貌ー」

会 期 令和 7 年 10 月 4 日～令和 7 年 12 月 7 日

主 催 佐賀県立九州陶磁文化館

会 場 佐賀県立九州陶磁文化館 第 3～5 展示室

貸出資料 名護屋城出土資料 4 件

○日韓国交正常化 60 周年記念特別展「倭館ー中近世 日朝交流の最前線ー」

会 期 令和 7 年 10 月 4 日～令和 7 年 12 月 7 日

主 催 対馬博物館、長崎県対馬歴史研究センター

会 場 対馬博物館 特別展示室

貸出資料 東萊府使與日本諸侯宴会図屏風レプリカ、人參代往古銀レプリカ、朝鮮人參、釜山窯御本茶碗、鉄絵草文碗(御本茶碗) 5 件

○特別展「べらぼう」におもしろい印刷展

会 期 令和7年10月11日～令和7年12月7日
主 催 令和7年度秋の特別展実行委員会
会 場 北九州市立自然史・歴史博物館【いのちのたび博物館】
貸出資料 朝鮮古活字、伏見版活字レプリカ 2件

○特別展「再浮上する朝鮮通信使船、再び進む海路」

会 期 令和7年10月27日～令和8年2月22日
主 催 大韓民国 国立海洋遺産研究所
会 場 国立海洋遺産研究所 木浦海洋遺物展示館企画展示室
貸出資料 朝鮮通信使正使官船図、朝鮮船図 2件

○特別展「李舜臣」

会 期 令和7年11月28日～令和8年3月3日
主 催 大韓民国 国立中央博物館
会 場 国立中央博物館 特別展示室2
貸出資料 名護屋陣之図、豊臣秀吉朱印状(558)、豊臣秀吉朱印状(254) 3件

○九州国立博物館開館20周年記念 特集展示展「豊臣秀吉とアジアの外交」

会 期 令和8年1月27日～令和8年3月8日
主 催 九州国立博物館
会 場 九州国立博物館 4階 文化交流展示室11室
貸出資料 名護屋城図屏風、豊臣秀吉像、朝鮮国礼曹俘虜刷還論告文、
豊臣秀吉書状（徳川家康宛） 4件

IV. 館の管理運営

1. 館の運営状況

開館時間・休館日等

(開館時間)

9 時～17 時（ホールの貸館は 9 時～22 時）

(休館日)

毎週月曜日（休日の場合は翌日）

年末年始（12/29～1/3）

※開館日数 307 日（令和 7 年 8 月 11 日（月）・13 日（水）は落雷による停電のため臨時休館）

(入館料)

無料（令和 7 年度は、有料展示の開催なし）

2. 入館者の状況

(令和 7 年度)

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
無 料 入 館 者	個 人	6,231	7,323	4,090	4,803	6,254	5,002	6,294	11,207	3,988	3,688	4,793	7,324	70,997
	大 人	466	755	446	718	109	762	1,118	1,821	896	494	463	498	8,546
	大学生	0	187	136	0	20	0	0	0	60	56	0	0	459
	高校生	0	137	0	0	150	0	46	0	0	10	18	0	361
	中学生	0	0	0	0	0	95	79	0	86	10	0	46	316
	小学生	0	0	31	57	0	35	3	20	33	0	0	1	180
	就学前	0	0	3	0	0	0	2	8	1	0	0	0	14
	障害者	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
	小 計	466	1,079	616	775	279	892	1,248	1,853	1,076	570	481	545	9,880
	館 行 事	25	215	193	217	163	188	202	470	128	161	172	102	2,236
	招 優 待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	207	251	194	472	400	256	276	732	311	263	181	264	3,807
	小 計	232	466	387	689	563	444	478	1,202	439	424	353	366	6,043
無料人数計		6,929	8,868	5,093	6,267	7,096	6,338	8,020	14,262	5,503	4,682	5,627	8,235	86,920
総人数計		6,929	8,868	5,093	6,267	7,096	6,338	8,020	14,262	5,503	4,682	5,627	8,235	86,920
うち外国人		272	713	361	183	147	245	363	750	182	349	170	248	3,983
うち韓国		194	634	277	120	83	195	264	611	129	296	106	202	3,111

(年度別)

(単位:人、日)

年度	個 人		団 体		合 計		開館日数	一日 当たり人数
		うち有料		うち有料		うち有料		
H 5	70,545	45,446	18,072	18,072	88,617	63,518	125	709
6	118,522	91,071	49,211	49,211	167,733	140,282	307	546
7	90,046	67,018	33,530	33,530	123,576	100,548	311	397
8	84,247	58,456	31,317	31,317	115,564	89,773	308	375
9	69,185	52,549	29,359	29,359	98,544	81,908	309	319
10	85,782	8,269	37,776	7,771	123,558	16,040	310	399
11	85,233	10,954	48,419	7,681	133,652	18,635	309	433
12	89,205	6,413	45,838	6,521	135,043	12,934	315	429
13	81,653	6,146	44,492	6,083	126,145	12,229	313	403
14	74,318	6,173	48,886	5,579	123,204	11,752	313	394
15	64,712	5,278	43,836	6,147	108,548	11,425	315	345
16	69,615	0	34,782	0	104,397	0	311	336
17	74,625	13,000	42,552	5,776	117,177	18,776	316	371
18	70,585	0	49,769	0	120,354	0	312	386
19	71,315	8,859	40,697	8,157	112,012	17,016	317	353
20	58,778	0	24,007	0	82,785	0	311	266
21	67,061	7,802	24,439	4,049	91,500	11,851	316	290
22	60,104	0	21,852	0	81,956	0	311	264
23	59,982	5,745	20,771	3,081	80,753	8,826	313	258
24	41,423	0	12,498	0	53,921	0	203	266
25	76,927	15,627	19,310	3,760	96,237	19,387	318	303
26	70,783	0	23,379	0	94,162	0	312	302
27	75,190	6,375	19,139	2,284	94,329	8,659	318	297
28	85,956	0	15,421	0	101,377	0	210	483
29	71,643	0	16,447	0	88,090	0	312	282
30	67,912	2,592	16,096	540	84,008	3,132	318	264
R 元	67,170	0	11,750	0	78,920	0	312	253
2	41,928	0	4,534	0	46,462	0	292	159
3	45,192	0	5,478	0	50,670	0	295	172
4	77,449	2,271	17,050	149	94,499	2,420	307	308
5	82,374	0	15,124	0	97,498	0	310	315
6	75,058	0	10,964	0	86,022	0	305	282
7	77,040	0	9,880	0	86,920	0	307	283
計	2,401,558	420,044	886,675	229,067	3,288,233	649,111	9,861	333

①平成5年10月30日開館 ②平成10年度から入館無料(特別企画展開催期間を除く)

3. 施設の概要

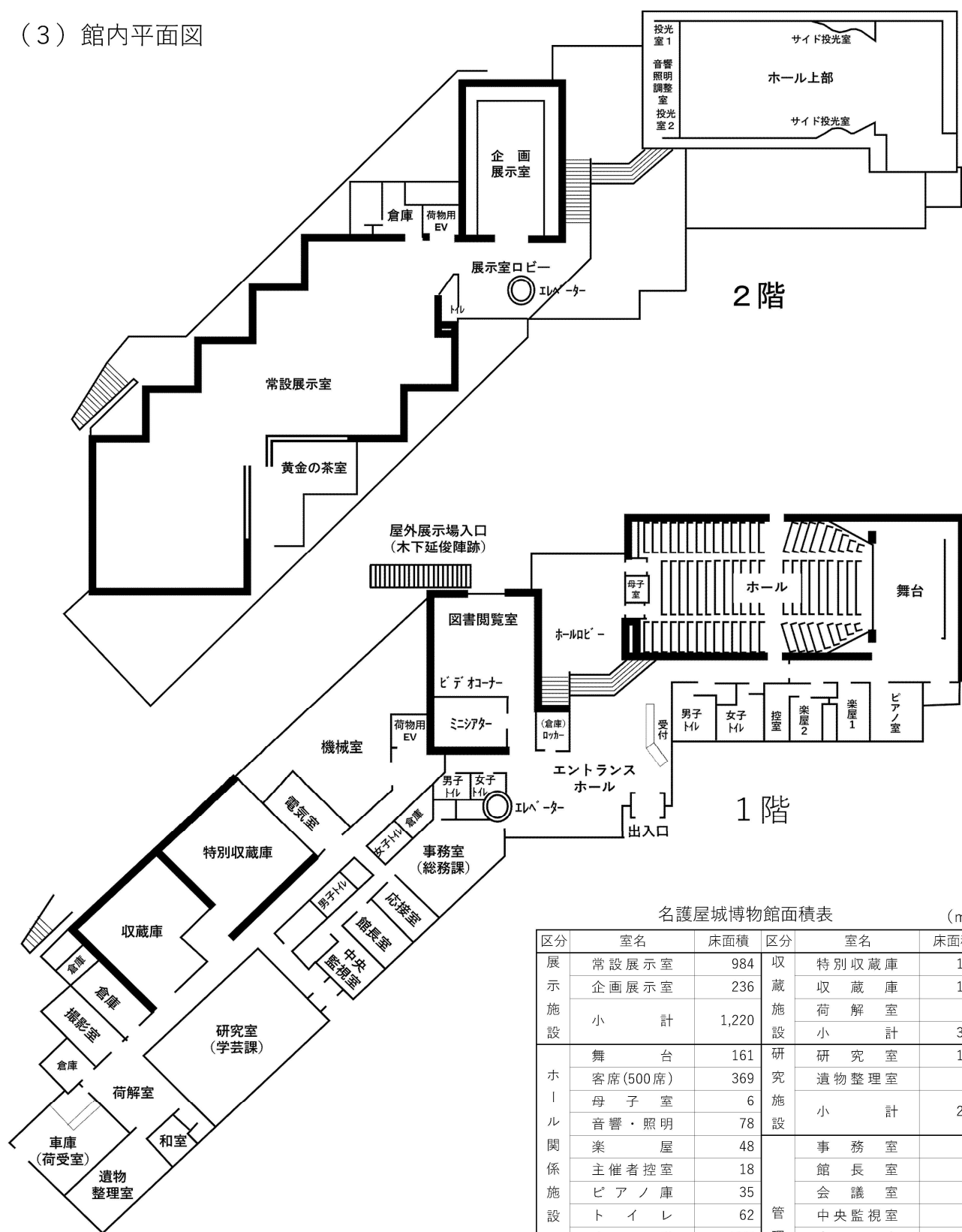
(1) 施設の概要

施設	区分	内容	備考
博物館	規 模	○土地面積 8,202.81 m ² ○建築面積 3,246.74 m ² ○延床面積 4,342.54 m ² (内訳) 展示部門 1,220 m ² ホール部門 777 m ² (500 席) 収蔵部門 367 m ² 管理部門 699 m ² 教育部門 180 m ² その他 846.56 m ² 研究部門 253 m ²	H7 年度 増 82.06 m ² H7 年度 増 77.00 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、2 階建	
	工 期	○建物本体 平成 3 年 11 月～平成 5 年 3 月 ○外構工事 平成 4 年 12 月～平成 5 年 9 月 ○展示工事 平成 4 年 7 月～平成 5 年 9 月	
	工事費	2,301,840 千円 (建物本体)	
	建築設計	前川、おがた建築設計共同企業体	
	展示設計	丹青社	
出土品 収蔵庫	施 工	○建築工事 松尾建設・岸本組・鎮西建設共同企業体 ○電気工事 高田・米村電気設備共同企業体 ○空調設備 ナミレイ・大西設備共同企業体 ○衛生設備 唐松・伊万里設備共同企業体 ○外構工事 松尾建設 ○植栽工事 鶴松造園建設 ○展示工事 丹青社	
	加倉倉庫	○土地面積 2,000.00 m ² ○建築面積 253.75 m ² ○延床面積 444.87 m ²	昭和 47.3.31 建築 平成 8.3.31 所管換
	枝去木倉庫	○土地面積 1,020.80 m ² ○建築面積 239.25 m ² ○延床面積 480.45 m ²	昭和 57.3.31 建築 平成 19.12.13 所管換
駐車場	来館者用	大型バス 6 台 (城跡 (唐津市所管)) 普通車 55 台 (城跡 (唐津市所管)) 身障者用 3 台 (館敷地内)	
	関係者用	普通車 28 台 (館敷地内)	

(2) 施設・設備の改修等 (令和 7 年度)

- 施設・設備 11,809 千円
- ・名護屋城博物館監視カメラ更新工事

(3) 館内平面図

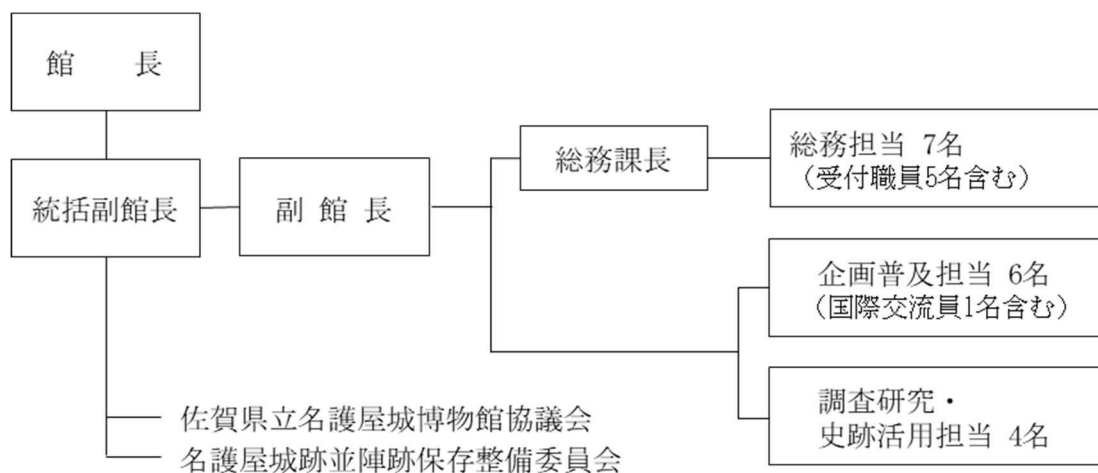


名護屋城博物館面積表 (㎡)

区分	室名	床面積	区分	室名	床面積
展示施設	常設展示室	984	収蔵施設	特別収蔵庫	165
	企画展示室	236		収蔵庫	143
	小計	1,220		荷解室	59
ホール関係施設	舞 台	161	研究施設	研 究 室	177
	客席(500席)	369		遺物整理室	76
	母 子 室	6		小 計	253
	音 響 ・ 照 明	78	管理施設	事 務 室	84
	楽 屋	48		館 長 室	26
	主催者控室	18		会 議 室	23
	ピ ア ノ 庫	35		中央監視室	39
	ト イ レ	62		倉 庫	72
	小 計	777		機 械 ・ 電 気	289
教育施設	ミ ニ シ ア	51		撮 影 室 ・ 暗	35
	図書閲覧室	129		荷 受 室	77
	ビ デ オ コ ナ ー			そ の 他 管 理	54
	小 計	180		小 計	699
共用施設	エントランスホール	498	合 計		
	ロ ッ カ ー 室	14			
	ト イ レ	50			
	廊 下 他	284.56			
	小 計	846.56			4,342.56

4. 組織体制

(1) 組織図（令和8年3月31日現在）



※館内に「佐賀県日韓交流センター」を併設（H13.5.1 要綱設置）

(2) 職員一覧表

令和8年3月31日現在

課・担当・職名			氏 名	事 務 分 掌
館 長			家田 淳一 ○	館代表 助言・指導
統括副館長			富岡 宏昭 ○	館総括
副館長			武谷 和彦 ○	統括副館長補佐
総務課	課 長		藤田 啓三 ○	総務課総括
	総務	係 長	西 智美 ○	総務総括
		主 査	門村 友晴	総務
		会計年度任用職員	中道 成恵	受付
		〃	徳川亜寿香	〃
		〃	近藤 和美	〃
		〃	山谷 舞	〃
		〃	牛島 凜子	〃
学芸課	企画普及担当	係長(学)	久野 哲矢 ○	企画普及担当総括
		主査(学)	田畑 春香 ○	企画展示、広報普及、日韓交流事業
		〃	徳永 慧 ○	企画展示、広報普及、閲覧利用
		主事(行)	松本 未夢 ○	企画展示、広報普及
		会計年度任用職員	尹 希支 ○	日韓交流事業、展示案内
		会計年度任用職員(学)	重永 則子	企画展示、広報普及
	調査研究・ 史跡活用担当	係長(学)	小野 将史 ○	調査研究・史跡活用担当総括
		主任主査(学)	村松 洋介	城跡・陣跡保存整備事業
		主事(学)	末光 博史	城跡・陣跡保存整備事業
		〃	林田 卓也	城跡・陣跡保存整備事業

※(学)…学芸員、(文保)…文化財保護主事、○…国際政策グループ及び多文化共生さが推進課兼務

(3) 各種委員会

ア 佐賀県立名護屋城博物館協議会

◎ 協議会の開催

開催日時	場所	議事
令和7年8月6日 14:00～15:30	名護屋城博物館 図書閲覧室	(1) 事業の実施状況等について (2) 「はじまりの名護屋城。」プロジェクトについて (3) 質疑応答

◎委員名簿

令和7年8月6日（協議会開催時）現在

区分	氏 名	職 名	備 考
学 識 経 験 者	中野 等	福岡市博物館総館長	委員長
	中村 久子	佐賀部落解放研究所 理事長	
	楠井 隆志	福岡県文化振興課 新県立美術館建設室 企画監	
	福岡 修	昭和自動車株式会社 常勤監査役	副委員長
	山根 路子	一般社団法人唐津観光協会 事務局長	
	福岡 庄三郎	(株)サガテレビ 取締役 総合コンテンツ局長	
	矢筒 典子	一般社団法人裏千家淡交会唐津支部会員	
	酒井 幸盛	佐賀県議会議員	
公募	原田 きよ	NPO まちづくり研究所	
学 校 ・ 家 庭 ・ 社 会 教 育 関 係 者	西山 奈美	佐賀県立唐津青翔高等学校教諭	
	弓山 あゆみ	唐津市立海青中学校教諭	
	山口 徳広	唐津市立名護屋小学校教諭	
	石山 貴子	唐津市教育委員会委員	
	前田 秀子	唐津市立名護屋小学校PTA会員	

(委員任期：令和9年10月21日まで)

イ 特別史跡名護屋城跡並陣跡保存整備委員会

第 52 回委員会開催日(令和 8 年 2 月 13 日)

第 51 回委員会開催日(令和 7 年 12 月 12 日)

環境整備専門部会開催日(令和 7 年 9 月 11 日)

◎保存整備委員会委員(10 名)

担 当	氏 名	専 門	役 職 名
会 長	西谷 正	考古学	九州大学名誉教授
	北垣 聡一郎	城郭史	石川県金沢城調査研究所名誉所長
	大森 洋子	建築・景観	久留米工業大学工学部建築・設備工学科 教授
	内田 和伸	遺跡整備	奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡研究室シニアフェロー
	伊東 龍一	建築史	熊本大学名誉教授
副会長	服部 英雄	歴史地理学	九州大学名誉教授
	伊藤 幸司	歴史学	九州大学大学院比較社会文化研究院教授
	藤田 直子	景観設計	筑波大学芸術系教授
	千田 嘉博	歴史考古学	名古屋市立大学高等教育院教授
	中野 等	歴史学	福岡市博物館総館長

◎環境整備専門部会委員(3 名)

氏 名	専 門	役 職 名
北垣 聡一郎	城郭史	石川県金沢城調査研究所名誉所長
内田 和伸	遺跡整備	奈良文化財研究所文化遺産部遺跡研究室シニアフェロー
伊東 龍一	建築史	熊本大学名誉教授

(4) 例規

①令和7年度の改正 1件

○佐賀県立名護屋城博物館処務規則の改正(令和8年2月13日)

佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月13日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第1号

佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部を改正する規則

佐賀県立名護屋城博物館処務規則(平成24年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表(第10条関係) 附属設備使用料 略 注 1 使用料は、<u>条例別表第1に規定する使用単位の時間ごとの</u>料金である。 <u>2・3</u> 略	別表(第10条関係) 附属設備使用料 略 注 1 <u>展示用器具は、1日(午前9時から午後5時までをいう。)</u>当たりの料金である。 <u>2 舞台大道具、舞台照明器具及び舞台音響器具は、1区分(午前9時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。)ごとの料金である。</u> <u>3・4</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

②現行例規および要綱

佐賀県立名護屋城博物館条例	平成5年3月26日	条例第7号
佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則	令和2年3月31日	規則第27号
佐賀県立名護屋城博物館処務規則	平成24年3月30日	規則第48号
佐賀県立名護屋城博物館協議会条例	平成5年3月26日	条例第8号
佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則	令和2年3月31日	規則第28号
特別史跡名護屋城跡並陣跡保存整備委員会設置要綱	平成7年1月27日	
佐賀県日韓交流センター設置要綱	平成13年5月1日	

○佐賀県立名護屋城博物館条例(平成5年3月26日) 佐賀県条例第7号

佐賀県立名護屋城博物館条例をここに公布する。

佐賀県立名護屋城博物館条例

(設置)

第1条 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡に関する調査並びに当該調査及び国際交流の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行うとともに、県民への教育普及を図り、併せて文化及び学術の交流を通じた国際友好の促進に寄与するため、佐賀県立名護屋城博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 博物館は、唐津市に置く。

(職員)

第3条 博物館に、館長その他の職員を置く。

(使用料の種類)

第4条 使用料は、観覧料、施設使用料及び附属設備使用料とする。

(観覧料)

第 5 条 博物館に入館し、博物館が展示している資料を観覧しようとする者の観覧料は、無料とする。ただし、博物館が特別に展示する資料を観覧しようとする者は、知事が別に定める額の観覧料を納入しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児
- (3) 博物館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は博物館の行う展覧会に資料を出品している者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者

(施設使用料)

第 6 条 博物館の企画展示室又はホールを使用しようとする者は、別表第 1 に掲げる額の施設使用料を納入しなければならない。

(附属設備使用料)

第 7 条 博物館の企画展示室又はホールを使用する場合に当該施設の附属設備で別表第 2 に掲げるものを使用しようとする者は、規則で定める額の附属設備使用料を納入しなければならない。

(使用料の納付)

第 8 条 使用料は、観覧料にあつては入館の際、施設使用料(使用許可時間を超過した分に係るものを除く。)にあつては使用日の 10 日前までに、施設使用料で使用許可時間を超過した分に係るもの及び附属設備使用料にあつては使用終了後直ちに納付しなければならない。

(施設使用料の減免)

第 9 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 学校教育法第 1 条に規定する学校が学校行事として施設を使用する場合
- (2) 県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合
- (3) 博物館において開催する催物の準備若しくはリハーサルを行い、又は当該催物を開催した後に原状に復するために施設を使用する場合

(使用料の還付)

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないで観覧し、又は使用することができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付する。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条から第 11 条まで及び別表第 1 から別表第 3 までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 5 年規則第 49 号で平成 5 年 11 月 1 日から施行)

附 則(平成 9 年条例第 10 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

3 第5条の規定による改正後の佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例別表第2の規定、第7条の規定による改正後の佐賀県立名護屋城博物館条例別表第2の規定、第8条の規定による改正後の市村記念体育館使用料条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の佐賀県総合運動場条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の佐賀県総合体育館条例別表第1及び別表第2の規定並びに第11条の規定による改正後の佐賀県ヨットハーバー条例別表の規定は、施行日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、施行日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第45号)

この条例中第1条、第3条、第8条、第10条、第12条、第14条、第16条から第18条まで、第21条、第23条、第25条及び第27条から第29条までの規定は平成17年1月1日から、その他の規定は平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の佐賀県立図書館施設使用料条例の規定、第2条の規定による改正後の佐賀県ヨットハーバー条例別表の規定、第3条の規定による改正後の佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例別表第1の規定、第4条の規定による改正後の佐賀県立名護屋城博物館条例の規定及び第5条の規定による改正後の佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第20号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

42 第4条の規定による改正後の佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例別表第1の規定、第5条の規定による改正後の佐賀県立名護屋城博物館条例別表第1の規定及び第6条の規定による改正後の佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例別表第1の規定は、施行日以後の許可に係る施設使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年条例第6号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条関係)

施設使用料

区分			使用単位	使用料(円)	
				冷暖房をしない場合	冷暖房をする場合
企画展示室			午前 9 時から午後 5 時まで	4,530	左欄に掲げる額に 1 時間につき 560 円を加えた額
ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の額が 500 円以下の場合	平 日	午前 9 時から午前 12 時まで	9,900	左欄に掲げる額に 1 時間につき 1,650 円を加えた額
			午後 1 時から午後 5 時まで	13,200	
			午後 6 時から午後 10 時まで	16,500	
			午前 9 時から午後 5 時まで	22,000	
			午後 1 時から午後 10 時まで	28,600	
			午前 9 時から午後 10 時まで	37,400	
		土 ・ 日 ・ 祝 日	午前 9 時から午前 12 時まで	12,870	
			午後 1 時から午後 5 時まで	17,160	
			午後 6 時から午後 10 時まで	21,450	
			午前 9 時から午後 5 時まで	28,600	
			午後 1 時から午後 10 時まで	37,180	
			午前 9 時から午後 10 時まで	48,620	
	入場料等の額が 500 円を超え 1,000 円以下の場合	平 日	午前 9 時から午前 12 時まで	14,850	
			午後 1 時から午後 5 時まで	19,800	
			午後 6 時から午後 10 時まで	24,750	
			午前 9 時から午後 5 時まで	33,000	
			午後 1 時から午後 10 時まで	42,900	
			午前 9 時から午後 10 時まで	56,100	
		土 ・ 日 ・ 祝 日	午前 9 時から午前 12 時まで	19,250	
			午後 1 時から午後 5 時まで	25,740	
			午後 6 時から午後 10 時まで	32,120	
			午前 9 時から午後 5 時まで	42,900	
			午後 1 時から午後 10 時まで	55,770	
			午前 9 時から午後 10 時まで	72,930	
	入場料等の額が 1,000 円を超える場合	平 日	午前 9 時から午前 12 時まで	19,800	
			午後 1 時から午後 5 時まで	26,400	
			午後 6 時から午後 10 時まで	33,000	
			午前 9 時から午後 5 時まで	44,000	

ホ ー ル			午後 1 時から午後 10 時まで	57,200	
			午前 9 時から午後 10 時まで	74,800	
		土 ・ 日 ・ 祝 日	午前 9 時から午前 12 時まで	25,740	
			午後 1 時から午後 5 時まで	34,320	
			午後 6 時から午後 10 時まで	42,900	
			午前 9 時から午後 5 時まで	57,200	
			午後 1 時から午後 10 時まで	74,360	
			午前 9 時から午後 10 時まで	97,240	

- 注 1 入場料等とは、入場料、会費、会場整備費等その名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
- 2 入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額をもって入場料等の額とする。
- 3 祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。
- 4 ホールを使用する場合において、使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位の施設使用料の額を当該使用単位の時間数で除して得た額の 150 パーセントに超過した時間数を乗じて得た額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に 1 時間に満たない端数があるときは、30 分に満たない時間は切り捨て 30 分以上は 1 時間とし、算定して得た額に 100 円未満の端数があるときは 50 円未満は切り捨て 50 円以上は 100 円とする。
- 5 冷暖房をする場合において、その使用時間が 1 時間に満たない端数があるときは、30 分に満たない時間は切り捨て 30 分以上は 1 時間とする。

別表第 2(第 7 条関係)

附属設備

展示用器具
舞台大道具
舞台照明器具
舞台音響器具

○佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則(令和 2 年 3 月 31 日) 佐賀県規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県立名護屋城博物館条例(平成 5 年佐賀県条例第 7 号)第 11 条の規定に基づき、佐賀県立名護屋城博物館(以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 博物館の開館時間は、次の表のとおりとする。

区分	開館時間
常設展示室及び企画展示室	午前 9 時から午後 5 時まで
ホール	午前 9 時から午後 10 時まで

2 館長(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 4 条の館長をいう。以下同じ。)は、前項の規定にかかわら

ず、必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日までの日
- (2) 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
に当たる場合は、その翌日)
- (3) 12月29日から12月31日までの日

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあると認める者
- (2) 酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある者
- (3) その他館長が管理上適当でないと認める者

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年3月30日）佐賀県規則第48号

佐賀県立名護屋城博物館処務規則をここに公布する。

佐賀県立名護屋城博物館処務規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立名護屋城博物館（以下「博物館」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 博物館に次の課を置く。

総務課

学芸課

(分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 人事、庶務及び会計に関すること。
- (2) 文書の収受、発送、整理及び保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 佐賀県立名護屋城博物館協議会に関すること。
- (5) 財産の管理及び館内の取締りに関すること。
- (6) ホールを使用して行う県民の音楽、演劇、舞踊等の公演及び講習会、研究会等の主催及び開催援助に関すること。
- (7) その他学芸課の所管に属しない事務に関すること。

学芸課

- (1) 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の調査、保存及び活用に関すること。
- (2) 博物館資料の収集、保存及び展示に関すること。

- (3) 博物館資料の利用に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (4) 博物館資料の調査及び研究に関すること。
- (5) 博物館資料の案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催援助に関すること。
- (7) 他の博物館、美術館その他関係機関、団体等との情報の交換及び資料の相互貸借に関すること。
- (8) 他の教育機関等との協力及び援助に関すること。
- (9) 文化及び学術の交流を通じた国際友好の促進に関すること。
- (10) その他博物館の事業についての専門的事項に関すること。

(職制)

第4条 博物館に館長を置き、館長は非常勤とすることができる。

2 前項の規定により非常勤の館長を置く場合は、統括副館長を置く。

3 博物館に副館長を置くことができる。

4 常勤の館長又は統括副館長（以下「常勤館長等」という。）は、博物館法（昭和26年法律第285号）第4条の館長として、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 非常勤の館長は、博物館の事業について助言を行う。

6 副館長は、常勤館長等を助け、館務を整理する。

7 常勤館長等が不在のときは、常勤館長等が指定する副館長、総務課長又は学芸課長（以下「副館長等」という。）がその職務を代行する。

8 副館長等は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、常勤館長等の後援を受けなければならない。

(平29規則16・一部改正)

第5条 課に課長を置くことができる。

2 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

(平29規則16・令6規則26・一部改正)

第6条 課に調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

(令6規則26・一部改正)

第7条 前2条に定める者のほか、博物館に課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、博物館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(令6規則26・一部改正)

(専決事項)

第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

(1) 職員の事務分掌に関すること。

(2) 職員の旅行又は時間外勤務を命令すること。

(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。

(4) 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。

- (5) 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。
 - (6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額の決定並びに諸願処理に関すること。
 - (7) 佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号）に基づく公文書の開示及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく保有個人情報の開示の決定等に関すること。
 - (8) 佐賀県立名護屋城博物館条例（平成 5 年佐賀県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者の観覧料の免除及び条例第 9 条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。
 - (9) その他軽易な事項に関すること。
- 2 副館長、課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。
- 3 常勤館長等は、第 1 項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部文化・観光局長に報告しなければならない。
- （平 28 規則 20・平 28 規則 45・平 29 規則 16・平 31 規則 34・令 2 規則 36・令 2 規則 66・令 3 規則 29・令 4 規則 20・令 5 規則 33・令 6 規則 26・令 7 規則 26・令 8 規則 8・一部改正）
- （警備防災の計画）
- 第 9 条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部文化・観光局長に報告しなければならない。
- （平 28 規則 20・平 29 規則 16・令 4 規則 20・一部改正）
- （附属設備使用料の額）
- 第 10 条 条例第 7 条に規定する規則で定める附属設備使用料の額は、別表のとおりとする。
- （施設使用料の減免）
- 第 11 条 条例第 9 条各号のいずれかに該当する場合の施設使用料は、同条第 1 号に該当する場合は当該施設使用料の 100 分の 50 に相当する額とし、同条第 2 号に該当する場合は当該施設使用料の全額を免除し、同条第 3 号に該当する場合は当該施設使用料の 100 分の 30 に相当する額とする。
- 2 条例第 9 条第 1 号又は第 2 号の規定により施設使用料の減額又は免除を受けようとする者は、名護屋城博物館施設使用料減免申請書（様式第 1 号）を館長に提出しなければならない。
- （平 29 規則 16・令 3 規則 19・一部改正）
- （使用料の還付）
- 第 12 条 条例第 10 条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第 2 号）を館長に提出しなければならない。
- （平 29 規則 16・令 3 規則 19・一部改正）
- （補則）
- 第 13 条 この規則に定めるもののほか、博物館の組織等に関し必要な事項については、常勤館長等が別に定める。
- （平 29 規則 16・一部改正）
- 附 則
- この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 26 年規則第 14 号）
- （施行期日）
- 1 この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の佐賀県立博物館処務規則、佐賀県立美術館処務規則、佐賀県立名護屋城博

博物館処務規則及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける許可に係る附属設備使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年規則第 20 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 45 号）
この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 16 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 31 年規則第 6 号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐賀県立博物館処務規則別表第 1、佐賀県立美術館処務規則別表第 1、佐賀県立名護屋城博物館処務規則別表及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る附属設備使用料について適用し、同日前の許可に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年規則第 34 号）
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 36 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 66 号）
この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則（令和 3 年規則第 19 号）
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年規則第 29 号）
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 20 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 33 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- （経過措置）
- 2 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年佐賀県条例第 2 号）附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第 3 項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされた審査

請求については、この規則による改正後のそれぞれの規則（第1条の規定による改正後の佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年規則第26号）抄

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第26号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年規則第8号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定（「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改める部分を除く。）並びに第2条中佐賀県農業試験研究センター管理規則第10条第1項第3号及び第11条第1項第3号の改正規定（「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

（平26規則14・平31規則6・令8規則1・一部改正）

附属設備使用料

区分		単位	使用料(円)	摘要
展示用器具	両面ガラスケース	1台	220	
	のぞきケース(両面)	1台	200	
	のぞきケース(片面)	1台	180	
舞台大道具	所作台	一式	2,640	14台
	平台	1台	100	
	松羽目	一式	1,200	
	毛せん	1枚	200	
	長ふとん	1枚	200	
	人形立	1本	100	
	金屏風	1双	1,210	
		1隻	600	
	上敷	1枚	180	
	プログラムスタンド	1台	100	
舞台照明器具	演台	1台	550	花台付き
	ボーダーライト	1回路	360	150W 45灯
	アッパーホリゾンライト	1回路	510	200W 72灯
	ローアホリゾンライト	1回路	480	200W 12灯
	フットライト	1回路	340	60W 12灯
	サスペンションライト	1灯	230	1KW
	シーリングライト	1灯	230	1KW
	サイドスポットライト	1灯	230	1KW
	ピンスポットライト	1台	1,640	1KW
	フロアーコンセント	1個	100	1KWまで

舞台音響器具	拡声装置	一式	2,140	
	ステージスピーカー	1 台	540	
	フィードバックスピーカー	1 台	540	
	オープンテープレコーダー	1 台	830	
	カセットテープレコーダー	1 台	720	
	コンデンサーマイク	1 本	970	
	ダイナミックマイク	1 本	450	
	ワイヤレスマイク	1 本	1,140	
	16mm 映写機	1 台	1,980	1KW クセノン
	スライド映写機	1 台	1,040	550W クセノン
	ピアノ	1 台	2,200	調律料は含まない。
	3 点つりマイク	一式	1,100	
	音響反射板	一式	3,840	

注

- 1 展示用器具は、1 日（午前 9 時から午後 5 時までをいう。）当たりの料金である。
- 2 舞台大道具、舞台照明器具及び舞台音響器具は、1 区分（午前 9 時から午前 12 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで、午後 6 時から午後 10 時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。）ごとの料金である。
- 3 附属設備を使用する場合において、条例別表第 1 に規定する使用単位の時間を超えて使用したときは、超過した 1 時間につき当該附属設備についてこの表に規定する使用料の 30 パーセントの額を徴収する。この場合において、その超過した時間に 1 時間に満たない端数があるときは 30 分に満たない時間は切り捨て 30 分以上は 1 時間とし、算定して得た額に 100 円未満の端数があるときは 50 円未満は切り捨て 50 円以上は 100 円とする。
- 4 プラスター等の消耗機器材費は、別途実費を徴収する。

様式第 1 号（第 11 条関係）

（平 29 規則 16・令 3 規則 19・一部改正）

様式第 2 号（第 12 条関係）

（平 29 規則 16・令 3 規則 19・一部改正）

様式第2号(第12条関係)

使用料還付請求書

佐賀県立名護屋城博物館長様

年 月 日

請求人 住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

記

許可番号	名博許可	第	号
許可年月日	年	月	日
還付を受けようとする理由			
還付を受けようとする金額	金	円	
備考			

様式第1号(第11条関係)

名護屋城博物館施設使用料減免申請書

佐賀県立名護屋城博物館長様

年 月 日

申請者住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

責任者住所

氏名

電話番号

下記のとおり施設使用料の減額免除を受けたいので申請します。

記

使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	から
使用する施設	年 月 日(曜日)	時 分	まで
使用目的(行事の名称等)			
減額免除を申請する理由			
施設使用料	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額
	円	円	円

○佐賀県立名護屋城博物館協議会条例(平成 5 年 3 月 26 日) 佐賀県条例第 8 号

(設置)

第 1 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条の規定に基づき、佐賀県立名護屋城博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の任命の基準)

第 2 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。

(委員の定数)

第 3 条 委員の定数は、14 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 16 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年条例第 6 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 17 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則(令和 2 年 3 月 31 日)佐賀県規則第 28 号

佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則をここに公布する。

佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則

(会議)

第 1 条 佐賀県立名護屋城博物館協議会(以下「協議会」という。)の会議は、必要に応じて招集する。

(会議の招集)

第 2 条 会議の招集は、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 4 条の館長が行う。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 協議会は、委員の中から委員長及び副委員長 1 人を選挙しなければならない。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○特別史跡名護屋城跡並陣跡保存整備委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、特別史跡名護屋城跡並陣跡保存整備委員会(以下「委員会」という)という。

(目的)

第2条 委員会は、名護屋城跡並陣跡関係史跡の総合的整備計画について検討、協議、その促進をはかることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、考古学、歴史学、造園学、その他の学識経験を有するもののうちから佐賀県知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

(会長、副会長及び顧問)

第4条 委員会は会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 委員会に顧問を置くことができる。

5 顧問の委嘱及び任期については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(会議)

第5条 委員会の会議は佐賀県立名護屋城博物館統括副館長が招集する。

(専門部会)

第6条 委員会の会務を円滑に行うために、専門部会を置くことができる。

(臨時委員)

第7条 委員会に専門的な事項を調査研究させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の委嘱については、第3条第2項の規定を準用する。

3 臨時委員は、専門的な事項の調査が終了した時をもって職を解くものとする。

(聴聞)

第8条 保存整備事業を推進させるための必要に応じ、委員会に文化庁の職員及び地方公共団体の長を招聘し、意見を聴くものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するために事務局を置くものとする。

2 事務局に事務局長を置き、名護屋城博物館統括副館長をもってあてる。

3 事務局長は会長の命を受けて委員会の事務を処理する。

(委任)

第10条 この事項を定めるもののほか、委員会運営について必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1 本要綱は、平成7年1月27日から施行する。

2 本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

3 本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

○佐賀県日韓交流センター設置要綱

(目 的)

第 1 条 佐賀県と大韓民国との交流を支援し、日韓の友好・交流を促進するため、佐賀県立名護屋城博物館内に佐賀県日韓交流センター(以下センターという。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 日韓の交流及び友好の促進のための情報提供、相談、交流支援に関すること。
- (2) その他日韓交流及び友好の促進に関すること。

(構 成)

第 3 条 センターに、所長、副所長及び所員を置く。

2 所長は、名護屋城博物館長をもって充て、副所長は、名護屋城博物館副館長をもって充てる。

3 所員は、国際課及び名護屋城博物館職員をもって充てる。

4 所長は、センターの事務を掌理する。

5 副所長は、所長を補佐し、所長不在の時は、その職務を代行する。

(関係機関、団体等との連携)

第 4 条 センターは、所掌事務の円滑な遂行を図るため、関係機関や関係団体等と綿密な連携を図るものとする。

(庶 務)

第 5 条 センターの庶務は、名護屋城博物館において処理する。

附則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

令和7年度刊行資料一覧

研究紀要(第32集)



年間スケジュール



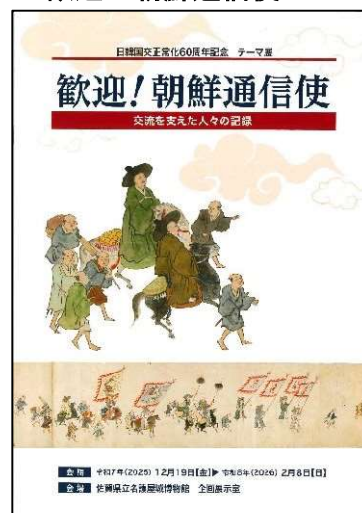
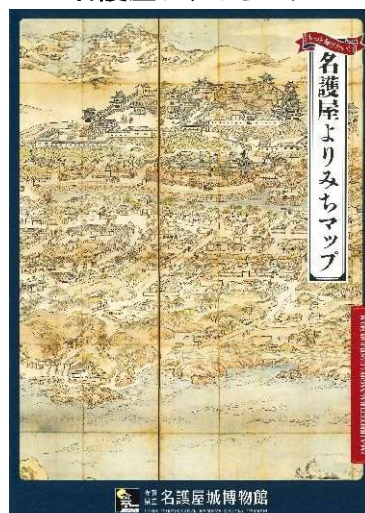
石垣さんぽ



(表)名護屋城跡ガイドマップ / (裏)諸大名陣跡位置図



【令和7年度 テーマ展リーフレット】 名護屋よりみちマップ 歓迎！朝鮮通信使





名護屋城博物館年報
No. 32 令和7年度

発行日 令和8年4月

編集・発行 佐賀県立名護屋城博物館

〒847-0401

佐賀県唐津市鎮西町名護屋1931番地3

TEL (0955) 82-4905 ・ FAX (0955) 82-5664

URL <https://saga-museum.jp/nagoya/>

E-mail nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp
